

第30回平成22年3月与謝野町議会定例会会議録(第3号)

招集年月日 平成22年3月10日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後3時45分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	糸井満雄
2番	畠山伸枝	11番	勢旗毅
3番	上山光正	12番	多田正成
4番	廣野安樹	13番	今田博文
5番	小林庸夫	14番	谷口忠弘
6番	家城功	15番	赤松孝一
7番	伊藤幸男	16番	服部博和
8番	浪江郁雄	17番	有吉正
9番	井田義之	18番	森本敏軌

2. 欠席議員

(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 奥野稔 書記 河邊 惠

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人 (午前欠)
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均
総務課長	大下 修	教育委員長	白杉 直久
企画財政課長	吉田 伸吾	商工観光課長	太田 明
岩滝地域振興課長	藤原 清隆	農林課長	浪江 学
野田川地域振興課長	宇野 準一	教育推進課長	土田 清司
加悦地域振興課長	和田 茂	教育次長	鈴木 雅之 (午前欠)
税務課長	日高 勝典	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	永島 洋視	水道課長	吉田 達雄
会計室長	金谷 肇 (午前欠)	保健課長	泉谷 貞行
建設課長	西原 正樹	福祉課長	佐賀 義之

5. 議事日程

日程第 1 一般質問

6. 議事の経過

(開会 午前 9時30分)

議長(森本敏軌) 皆さん、おはようございます。

3月も半ばに差しかかってまいりましたけれども、きのうから雪ということで、そういう冬景色になりまして、昨日、きょうにかけて除雪にも出動いただいたようです。そんな冬に逆戻りした本日ですが、本日、一般質問2日目、6人の皆さんにご登壇をいただきます。よろしく願いを申し上げます。

それから、本日は足立代表監査委員さん、それから鈴木教育次長、それから金谷会計室長さんは他の公務のため午前中欠席という届けが出ておりますので、ご報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は18人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の会議はお手元に配付しております議事日程に従い、進めたいと思います。

昨日に引き続き一般質問を続行します。

3番、上山光正議員の一般質問を許します。

議長(森本敏軌) 上山議員。

3番(上山光正) 皆さん、おはようございます。

ただいま議長から一般質問のお許しがいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

その前に、私的なことでございますが、一言、皆さんに御礼を申し上げたいというふうに思っています。といいますのも、私が昭和58年に旧岩滝町におきまして、町議会議員に立候補をさせていただき、そして皆さん方の温かいご支援をいただきまして当選の榮譽をいただきました。

それ以来ですね、本年まで議員生活7年、実労は町長選挙に立候補いたしておきまして、退職をいたしております関係26年という、長きに皆さんにお世話になりました。本当にありがとうございました。

おかげさまで、その中で今度の4月の町議会選挙には、新しい候補者を育てることができました。これも皆、皆さん方のご支援のおかげと、心から厚く御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

それでは、ただいまから一般質問に入らせていただきます。

まず、防災訓練の反省点と疑問点ということ。それと今後の防災、それから、減災対策の考え方を伺っておきたいというふうに思っています。

平成22年3月7日ですが、午前9時に丹後半島沖を震源といたしまして、与謝野町の各地で家屋が倒壊したと、同時に各所で火災が発生したという想定で防災訓練が実施されたわけがあります。

そこで、伺いますが、想定された訓練内容の反省点は発見できましたかということで、町の訓練項目の案内には、住民避難訓練、それから、災害対策本部に参集、そして運営訓練、被害情報の収集、伝達訓練についての成果、このようにはありましたが、反省点は発見できましたでしょうか。

また、今後の防災に関する課題の問題ですが、役員のなり手がなかなかない。これは高齢化によって、活動に支障が出てきている地域が非常に多いわけがあります。

したがって、新旧住民の交流が図りにくい。また役員に多忙で負担が大きい、特にサラリーマ

ン化して若者が家にいない。これも若者が多忙で負担が大きい割には効果がなかなか出てこない。

プライバシーの保護などから、活動に支障が生じている。近所づき合いとプライバシー保護の兼ね合いが新たな課題となって浮上してきております。この問題点について、町の助言が賜りたいというふうに思います。

区民の安全・安心な動線は把握できましたか。これをお聞きしたいと思いますが、今後、力を入れて取り組みたい事業に以下があります。

一つに、減災活動があります。減災の字のごとく、災害を減らしていく活動であります。既に3月7日の防災訓練からその一端を実践してまいりました。さらに5月か6月に1回。10月か11月ごろに2回目の減災訓練を予定しております。今回の防災訓練により、さらに大がかりな減災訓練となります。

一方で、区民の意識度と反応なんです、関心度は非常に高かったわけです。3月7日の防災訓練の結果を見て、さらに子どもは自信が得られたわけですが、問題は、その訓練に至るまでのPR活動と内容の濃度、これすべてです。複年数をかけて、計画の一部なんです、区民の動きの中に息づかいと使命感を強く感じ取ったわけです。

もう一方で、先ほど申し上げましたが、若者が都会への流出によって起きる人手不足という社会環境及び教育問題も含めた治安等の悪化であります。だからこそ、防災と防犯活動、さらには町のクリーン化のためのクリーン活動の必要性が、私の区でも出てきたわけです。

また、防災・防犯活動の現状のあり方ですが、今、言う減災に結びつかないわけですが、区民の安全・安心の基本、つまりは人づくりをどうするかが問題であります。区が自助と知恵と労力を出しております。町はどんな知恵を出していただけるのか、この点も伺っておきたいというふうに思います。

二つ目の与謝野町の災害対策と減災対策の考え方を伺っておきたいというふうに思います。現状の防災訓練と自治消防訓練の活動範囲が非常にわかりづらい、単純に訓練に参加すればいいのかどうか迷うところではありますが、これは私の区だからこそかもわかりません。区では防災訓練イコール自治消防訓練との感が強いわけですが、これは内容的な部分で、合同訓練が必要なことは理解しているつもりであります。これも町の考え方を伺っておきたいというふうに思います。

前者と減災対策の違いも町の考え方を伺いたいというふうに思います。昨年まで私の区は自治消防隊が主として防災訓練に参加をしておりました。一般参加者が少数であったわけですが、それでも年々、増加はしてきておったわけですが、自治消防訓練は初期の消火訓練と消火器の取り扱い、そして有事のときの見物人の整理をしていくのが主流であったわけです。このため、一般参加の関心度が非常に低かったというより、参加しづらかった一面が、かいま見ることができるところであります。

ここで紹介するわけですが、減災対策部も内容的に活動任務が非常に近いわけですが、前者が自治消防隊ですね、前者が先方、機動隊に対しまして、後者は後方支援隊の違いです。減災対策部の任務は自治消防隊員が有事に出動した後、各隣組家族の安否、また被害状況の確認、さらには通報活動、負傷者、これは今回の訓練では腕にタオルを巻いて参加をさせたわけですが、並びに体力の弱者、これはお年寄りの皆さんが手押し車や、手を引かれながら参加をしてくださいました。それから、子供、小学生がほとんどでありましたけれども、乳児も参加をしております。

す。

これらを避難本部、支部への誘導活動をしていただきました。避難所における介護、負傷者への応急手当、さらには食事の準備、それから配ぜんなどを協力、婦人部の皆さん、また区の子ども会の役員さん、さらには元気な高齢者の皆さんで、男女を問わず参加をしていただきました。

また、部員のすそ野を広げていくという意味合いで、区内の二次災害、また、人災への減災と速やかな対応、並びに応急的な活動を目指しておりまして、この趣旨に注目が集まっております。

ことしの防災訓練は、雨模様の非常に寒い中であつたわけですがけれども、天災は雨の日でも風の日でも、雪の日でも有事は起きると、参加者が口々に話をしながら、高齢者から子供まで避難所でお茶とお菓子を食しながら、有事な話で持ちつきりでありました。おかゆの味に問題点の指摘を受けた以外は、意義ある放談であつたのではないかなというふうに思っております。

有史以来、参加人員最高の130人を超えました。これはどういう活動が受け入れられたのかなというふうに思っております。また、それは後ほど紹介したいと思うわけですが、蕨後区の防災訓練の内容が、こういう内容でしたけれども、これに対して町は、この活動をどう受けとめておられますか、お尋ねがしておきたいというふうに思います。

減災、防災対策の中身が薄い、町はこれで十分とお考えかという項目ですが、私は財源的な観点から見ても、骨格予算であつただけに、余りほめられた数字には見えてこないわけですが、しかし、平時の、区のシステムとして減災、防災の定着を図って、災害による生命、生活、財産の被害を最小限に軽減するための活動であります。区がみずから、自分の生命は自分で守る自助力、区の安全は区民がみんなで守る共助力という姿勢を区が示せば、区内の取り組みの構築や、それから実践力ある人材が育ってくると、また、つながってくると改めて思ったわけであります。

家庭での減災方法、救急救済活動の必要性、まず、我が身を守る、とにかく自分を守る。次に災害による被害を小さくしていく、そして減災への取り組みの中で、いかにみんなで助け合う心を育てるかが重要になってくるわけであります。災害から自分の命を守って、そして、身近な人を助ける、非常に簡単なようですが、この重要性を周知さず実践教育に取り組んでおるわけあります。自然災害を正しく理解をしていただいて、みずからが的確な判断のもとで、減災行動が自然に営める訓練が必要になってくるわけあります。こういった活動を軽視することは、必ず次の災害につながってくる、このことを決して忘れてはならないわけあります。これは私の考えですが、町の考え方、助言を承っておきたいというふうに思います。

それから、二つ目の区民が主役で協働のまちづくりとはいうことでお尋ねするわけですが、現在の与謝野町は一言でいって元気がない。その大きな原因は、地域がそれぞれの特性を生かし、自立している地域が非常に少ないことにあると思います。そこで住む人々が希望を持って、そして平凡な暮らしをおくれることを願い、まず区民が主役のまちづくりを通して、その基本に元気にしていく。これが非常に大事なかと、それには区民により近い現場で政策、あるいは企画をして、従来の考え方を根底から練り直し、経常経費から脱皮した区民のための元気になる目玉を企画立案する。このことこそ、大胆な発想で事業の展開を図らなければできません。そのために府の役員手当を倍額に昇給するなど、役員を信頼し一人一人のやる気を引き出していくのも一手ではないかなというふうに思います。懇親の場も倍増によってきずなの強化、縦のつながりから横

のつながりを強化していく、新しい部の創設に加えて、そして、どの事業にも府の役員全員で取り組み、一般参加者を歓迎する、まず区民が主役のまちづくりを基本に区を元気にしていきたいと、このように思っております。

そこで、町の役割についてお尋ねしているわけですが、区民に密着した事業を紹介していただきたい。また、区民が主役のまちづくりを、町がバックアップをする。区民と町の協働のために、民意を反映しやすい仕組みづくりが必要かと思えます。その機能を果たすのに十分な財源的な措置、また能力に応じた権限の委譲があることが絶対的な条件となり、自立した区民が、そして地域が、将来、まちづくりを支えていくことになる、私は確信を持っております。

そこで、まちづくりは区民が主役、行政は、先ほども言いましたけれども、バックアップをしていくことになるわけですが、最もこの点には府の運営能力にも問われ、問題点が見えています。しかし、頑張る区への財源措置にも少なからず配慮が必要となるわけですが、町の支援は、この点も見解を伺っておきたい。

さらに、民意を反映しやすくする工夫でありますけれども、まず、リーダー核が先頭で働くことで住民が働く。これにはかなりのエネルギーの消費と時間が必要じゃないかと、このように思います。これは町でも一緒です。町長が先頭に立って動かれることで、住民が必ず動いてきます。現状では、役員構成にしても旧態依然の輪番制の弊害が、ここにきてもろに顔を出しています。1年間の役職を無難に消化すればとの、この慣習がしっかりと染みついているからであります。まだ就任3カ月の私ですが、早いうちに意識改革の大なたを振るう、こういった大英断が必要と実感いたしておりますが、この点について、町の助言と考え方を伺っておきたいというふうに思います。

最後の質問になりますけれども、区民が参加しやすくなる仕組み及び政策でございますが、このア、イ、ウの中でですね、すぐにでも着手可能な項目とは、どの項目で、いつごろから着手できるのか、この点を1回目の質問でお伺いをしておきます。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（森本敏軌） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） まず、上山議員のご質問の防災訓練の発生点と疑問点、今後の防災・減災対策の考えを問うにつきまして、お答えをいたしたいと思っております。

その前にまず、去る3月7日の防災訓練につきましては、町民の皆さん方、大勢のご参加をいただきまして、こうした防災訓練に対する関心の高さを示していただきました。そのことに対しまして、心からお礼を申し上げたいというふうに思います。

まず、1点目の3月7日の防災訓練の実施により、発見された反省点、今後の防災に関する課題や財源措置などについてでございますが、お尋ねの、反省点などの課題については、現在、取りまとめ作業を行っている最中でございますので、いましばらくのご猶予をちょうだいしなければなりません、ことしの防災訓練は、その前年の訓練での反省点を踏まえて、区長会でもご協議をいただき、徐々にではあります、その改善に向けて取り組んでおりますので、毎年、少しずつでも前進した成果が得られているものと、こういうふうに考えております。

参考に、避難者の参集人数を申し上げますと9,688人ございまして、ほかに消防団員、

各地区の役員さん、町職員も訓練に参加しておりますので、町民の約4割強の方々が訓練に参加していただいたこととなります。特に、岩滝地域の方の参加が626人増加しております、訓練は継続することが必要だと、改めて認識しております。

次に、2点目の与謝野町の防災対策と減災対策の考え方についての、現状の防災訓練と自治消防訓練の活動範囲がわかりづらく、どのように訓練に参加すればよいのかについてでございますが、今回の訓練は、地震発生を知らせるサイレン吹鳴と同時に、各個人が、まず家族の安否を確認した上で、各区で定められました第一次避難場所に避難し、隣人の安全を確認後、隣組単位で避難した方の負傷状況や、避難できなかった方の安否確認、住宅などの被害状況を取りまとめて、その内容を地区公民館等に詰めておられる区長に伝達していただき、区長は区内の被害状況等を役場から派遣した町職員の伝達していただくこととしておりました。ここまでが個人、隣組、区、町との連携を図るための全体訓練でございます。

全体訓練終了後には、各区で独自に計画された防災訓練や、自治消防訓練に移っていただきましたが、それぞれの訓練の中で、町民や自治消防隊員等が主体的に、それぞれの役割を果たしていただくことを主眼に訓練に参加していただくことが何よりも大切だと、重要だというふうに考えております。

次に、防災対策と減災対策の考え方の違いと、最後の減災対策、防災対策の中身が薄く、財源的な観点から見ても十分とは言えないということについてでございますが、減災対策とは、議員もご承知のとおり、阪神淡路大震災を契機に全国的に広がった考え方でございます。すべての災害に対して、いかなる対策を講じたとしても、完全に被害を食いとめることは難しく、むしろ結果として、被害を最小限に食いとめるために、いかに限られた予算や資源を集中させるかという考え方でございます。

一方、防災対策とは、この減災対策も含め、ハード面や災害弱者といわれる住民を円滑に避難させるかなどのソフト面の対策も含め、総合的な見地から災害に強いまちづくりを構築するための対策と考えております。

以前の防災対策は、あくまで被害を出さないために、万遍なくコストをかけて行う考え方が主流でありました。しかし、最近、全国における災害発生の状況を見ましても、その地域の防災力を上回る被害が各地で頻発する中で、完全に被害を防ぐことは現実的には不可能ですし、行政の対応にも、おのずと限界があります。その中で、災害時に最も重要となりますのは、地域に住む住民の協力であり、住民相互の協力がなければ防災対策、減災対策とも到底成り立たないものというふうに考えております。

したがって、災害に強いまちづくりや減災対策に取り組んでいくためには、行政と住民が協働して、地域の防災力を向上させることが何よりも重要であり、防災訓練などの取り組みを通じて、町民の方の防災意識、減災意識の向上を図りながら、ともに一歩、一歩着実に前進できますように、今後も継続して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、2番目のご質問、区民が主役の協働のまちづくりにつきましてお答えいたします。

本町は、加悦地域が10、岩滝地域が7、野田川地域が7の合計24の自治区で構成されております。区単位で自治組織が形成され、公民館活動や各種自治会活動が推進されています。それぞれの区は古くからの独自のコミュニティを形成されており、規模の大小はあるものの、コミュ

ニティ活動や祭り、イベントの開催など、多くの区では、活発な自治会活動が行われているというふうに認識しております。しかし、町としては、さらに地域に密着した行政運営を進め、すべての区で自治活動が活発化する必要があるというふうに考えており、そのためには地区公民館活動推進事業を広めるとともに、地区公民館の機能を強化をしたり、自治会活動の充実と活動拠点となります公民館、集会施設の環境の改善を図る必要があります。

そこで、各区がコミュニティ活動を進めていく上での、財政的な支援策といたしましては、町や京都府などでは、次のような施策を準備いたしております。

まず、町は自治振興補助金の制度を設けております。支援内容は区が実施される住民福祉、防災、産業、文化、スポーツ、コミュニティ事業などの振興事業や、コミュニティ施設、設備の整備に対しまして、事業費の2分の1以内を補助金として支援するものでございます。

なお、防災関係につきましては、補助率をかさ上げしまして、3分の2以内としております。

次に、京都府と財団法人京都市町村振興協会による、京都府地域力再生プロジェクト支援事業がございまして、支援内容は地域に暮らす方々が、共同して自主的に暮らしやすい魅力的な地域にするべく工夫して活動する、地域力再生活動に対して支援を行うこととされております。

具体的にはハード事業、ソフト事業を問わず、環境保全活動、防災、防犯活動、地域スポーツ振興、地域文化振興、地域産業起こしなどの事業が対象となっており、交付対象事業費のおおむね3分の1を京都府が、さらに財団法人京都市町村振興協会も3分の1を交付金として支援するものでございます。ただし、交付限度額は京都府振興協会とも200万円となっております。

なお、この事業は平成19年度から21年度までの3年間の予定でしたが、平成22年度も継続されると伺っておりますので、各区におかれましては、積極的にご活用いただきたいというふうに考えております。

次に、財団法人自治総合センターによるコミュニティ助成事業、いわゆる宝くじ助成事業がございまして、この事業は、皆様方が購入される宝くじの売上の一部が地域コミュニティの健全な発展を支援するために活用されているものでございます。

支援内容は、地域住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指す、コミュニティ活動に直接必要な施設や設備の整備に対して支援されるもので、支援金額は100万円から250万円となっているところでございます。

そのほかにも、財団法人自治総合センターでは、コミュニティセンター、いわゆる集会所の建設への支援や自主防災組織育成への支援がございまして、

以上のように、自治組織などへの財政支援を町や京都府などが準備しておりますので、各区では、これらの制度をご活用いただき、さらなる自治会活動の活性化をお願いしたいというふうに考えているところでございます。

次に、民意を反映しやすくする工夫、区民が参加しやすくなる仕組み、及び政策につきましては、私は合併初年度から、毎年24区すべてにおきまして、町政懇談会を開催させていただいております。そこでは、町民の皆様から直接にご意見やご要望をお聞きし、その中からさまざまな施策を実現しております。特に、コミュニティバスひまわりの運行は、その最たるものではないかというふうに思っております。私は、あなたが主役から、頑張ればあなたも主役の、そうした町政に変えていきたいというふうに考えてまいりました。このためには、町の運営は補完性の原

理により進めてまいりました。つまり個人でできることは個人で、個人でできないことは家庭で、家庭でできないことは地域で、地域でできないことは行政でというふうな考え方を基本に持っておりますので、頑張ってもらえる皆様方を応援しながら、その方々とともに手を携えて、まちづくりを進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、上山議員の1回目のご質問の答弁とさせていただきます。

議長（森本敏軌） 上山議員。

3 番（上山光正） ただいま、町長からご回答をいただきました。一応ですね、想定されておりました訓練内容の反省点、この反省点の発見につきましては、今後、集計ということでもありますので、また、それが、集計が整いましたら、私どもに配付していただければ、また来年度のこの訓練に生かすことができるんじゃないかなと思いますので、これはぜひお願いがしておきたいというふうにおいしますし、考え方としては多少のずれはありましても、やはりこの住民が主役で、自分たちが、この自分たちを守っていくんだという、この考え方というのは、町も、私どもも一緒だということで安心をいたしております。いろいろなことで、また助言をお願いしたいと思います。

そこで、2点目に入るわけですがけれども、この小さな私ども区もですね、一応、国から見れば本当に小さな小さな国であります。一応、税金じゃないですけども、区費をいただいて、そして、区費の中から、先ほど申し上げました経常経費を捻出しつつも、区民に還元ができる、サービスができる部分を、どうしてしぼり出すかということで、今、予算の段階で頭を痛めておるわけですがけれども、その中で、今、お聞きしましたのは、事前から承知しておるわけですがけれども、自治振興補助金、それから、防災関係であれば3分の2以内であるとか、それから宝くじ事業、こういったものは、せいぜいフルに活用がさせていただきたいと。

しかしながら、この区としましてはですね、これらの書類を作成するのに、なかなかそう適当だと言えば語弊がありますけれども、精通されておる役員さんが少ないという事情からですね、やはり事務支援、それから、それにかかわる印刷物、こういったものはですね、できるだけ無償でお願いしたい。また、人的支援もお願いできれば非常にありがたいというふうに思います。

また、その活動員の保険の関係なんですけど、これはどういうふうになっておりますか、お尋ねしておきたいというふうに思います。

その防災訓練のさなかの、後の懇親の中で、私、避難袋を背負って行っておりました。すると、この避難袋は旧岩滝町時代に皆さんのご家庭に配布させていただいたものでございます。この中に懐中電灯から非常食、ロウソク、いろいろなものが、グッズとして入っておるわけですが、新しく来られた皆さんに、そのものがないと、それで、ぜひ区の方であっせんなりしていただければ非常にありがたいというお話を聞いております。

それで、避難グッズの中身ですが、この補充なんかは町の方でお願いができるんでしょうか。あるいは私どもが今、言われました自治振興補助金なりを活用して、この区独自で賞味期限の切れているかんぱんであるとか、水類があるんですけど、これらを補充していくことになるのか、この辺のところをしっかりとお聞かせ願いたいというふうに思います。

また、訓練の中でもよくわかってきたわけですが、実際に有事が起きた場合ですね、各区へ職員さんの派遣はまずないと、私は思うわけですが、この辺はどうなんでしょうか。

やはり、職員さんを、定数の削減されておりますし、こうした有事のときに、まず、その区の

方への人的派遣というのは少ないのかなというふうに思いますので、やはりそれは区の方で的確に処理をしておかなければならないのかなというふうに思います。この点が1点と。

それから、この3月の定例会ですね、これが終わって予算審議が終結するわけですが、もちろん。その予算審議の後ですね、4、5月ごろに、この予算書が各区に配布がお願いできないかなと、そして昨年度、この区が要望した事項が、新年度の、この平成22年度に、どれだけ、この予算書の中で息づいているかなということを区の役員とともに、この出前審議というんですか、どなたか来ていただいて、お聞かせ願えれば区の運営も非常に滑らかになるんじゃないかなと、自分たちの税金が、自分たちの要望したものが、このように予算の中に反映ができていたということが区民の皆さんにおわかりになるというふうに思うわけですが、今、たくさん申し上げましたけれども、わかる範囲で結構です。お尋ねしておきたいというふうに思います。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） ちょっとたくさんだったんで、抜かすかもわかりませんので、また後で言うだけだと思いますが、保険の件ですけれども、これは自治会活動保険が掛けてございます。掛けておられる掛け主と申しますか、各区で掛けていただいております、2分の1の補助をさせていただいているということでございます。

それから、非常袋、その自治区の考え方なんですけれども、先ほど来申し上げておりますように、自分たちでできることは自分たちでということでございます。非常袋等は、これは本来は個人が自分の身を守るために自分できちっと準備しておくというのが基本だろうと思います。そういう中では、旧岩滝町のときには、それを町が皆さんに配られたということで大変意義ある取り組みだったと思いますけれども、その後は、やはり水をどうする、あるいは非常食をどうする、また、期限が、いろいろな薬品等も切れてないか、あるいは乾電池が切れてないか、それはおのおの方が当然、管理をされるものであって、旧野田川でも区によっては、区が、その区に配布されたところもございまして、そうでない区もございまして、これこそまさしく自主的な各区の取り組みの中で、今後、考えていく、していただくことになろうかと思っておりますけれども、まずは、やはりこれは個人として、それを本来は個人として持つべきものを、そういう配慮があったということでございますので、これらにつきましては、個人での、それこそ自助の部分に当たるというふうに考えております。

それから、職員の派遣ということでございますけれども、今回の訓練等は各地域の情報を区長さんからいただいて、その状況にあわせて各地域へ職員が出向きまして、その中身を聞かせていただくということですし、今の状況で、そうした取り組みは考えているということでございます。

実際のことになりますと、その職員すら災害対策本部にまで出てこられるかどうかともわからないことになろうかと思っておりますが、一定の役割としてそういう地域への派遣ということは、今のとおり考えさせていただいております。

それと、すべて先ほどおっしゃいましたけれども、各自治区の役員が輪番制になっているとか、あるいは、そのほかにもいろいろと根底から意識改革が必要だというふうにおっしゃいましたけれども、事実、やはり自治区の役割というものが、各地区によって、いろいろございまして、そしてまた、それもいろいろなやり方があります。例えば、防災の、そうしたものでも、区で、そ

うしたものを管理して、備品を管理して、そして、それに対応すると懐中電灯や、あるいは無線機や、それらも、そういうふうな、いろいろな区の中で考えられて、こういう備品が必要だとか、こういう対策が必要だということを、やはり真剣に考えられた中で取り組んでおられますので、やはりそうしたことを町の役目としては、各区にいろいろと情報を提供して、それぞれの取り組み方等をお知らせする、あるいは取り組んでいただくような手だてをしていくということが、今後必要かというふうに思います。

ですから、再三、区の方へも職員が出向かせていただいて、いろいろなことで相談を乗らせていただくことになると思いますので、出前講座のような形で福祉にかかわることもあろうし、防災のこともあろうし、それらを使っていただきまして、よりよい自治区の運営ができるように、町はそういった面での支援をさせていただきたいというふうに考えます。

議 長（森本敏軌） 上山議員。

3 番（上山光正） 終わります。

議 長（森本敏軌） これで、上山光正議員の一般質問を終わります。

次に、1 1 番、勢旗毅議員の一般質問を許します。

勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） おはようございます。

2 2年3月議会におきまして、ただいま議長のお許しをいただきましたので、かねて通告しております3項目につきまして、一般質問をいたしたいと、このように思っております。理事者の答弁をよろしくお願いたします。

質問に入りますまでに、私事でございますが、平成18年4月から合併した新町の議員として、4年間議席を与えていただきました。温かいご支援の中で町政に参画することができました。本定例会で1期4年間、最後の議会を迎えることができましたことに対し、心から感謝と御礼を申し上げたいと、このように思っております。

それでは、質問に入ります。

まず、第1の質問は豆っこ米の品質管理とブランドの強化を図る立場、こういうことで質問をしたいと思っております。

昨年度の日本穀物検定協会の品質管理と検定協会の食味ランキングにおいて、丹後産コシヒカリが3年連続して特A二重産地に入ったことを喜びますとともに、作況指数が98ということで、やや不良、そうした中で外観、食味、香り等6項目の厳しい審査の中で、本年も昨年も最高の評価が与えられて、このことにつきまして関係者、あるいは農家の皆さんもとよりでございますが、大変な努力と評価を与えるところでございます。

京の豆っこ米についても、自然循環型農業で大きな評価が与えられており、今日に至りますまでには、ブランド化を目指して、町も大きな支援がされてまいりましたが、まだまだネームバリューは低く、いま一つ米価が上向かないことであります。米価について見てみますと、日本で今一番高い米は、魚沼産のコシヒカリで、日本航空に入れている1俵60キロ当たり11万3,000円が最高でございます。

丹後では、米を原料に使う地元企業が、自社生産をされました完全有機無農薬で、60キロ当たり6万4,000円、このように聞いておりました。また、この企業が契約しております農家

から買い入れる価格が、非常に厳しい条件があるわけですが、60キロ当たり2万8,000円と聞いています。

一時期、第三セクター加悦ファーマーズライスもインターネットで販売に参画し、楽天市場で京の豆っこ米として60キロ4万3,000円、魚沼産コシヒカリと肩を並べる価格でしたが、現在では撤退のようであります。このような価格は販売価格であるわけですが、豆っこ米を現在の生産者米価60キロ当たり1万7,000円よりも、もう少し生産者に渡る金額が必要だと考えております。

例えば、石川県羽咋市の神子原地区の場合に見てみますと、ここの米はローマ法王に献上されたということでも有名になりましたが、米袋のデザイン、あるいはマスコミ対策、品質の高規格化によって、1俵60キロ当たり4万円を超える価格になり、何としてでも高く売るという戦略が功を奏したと、このように聞いております。その結果は、若者のUターンにつながっている。このようなことのようにあります。

京の豆っこ米も、もう少し高く売ることがどうしても必要だと、このように考えておきまして、町長には、まず、この品質管理の課題と生産に見合う米価について、適正な価格、あるいは目標とされている生産者米価について、どのような価格を考えておられるのか、このことをお伺いをいたします。

次に、昨年10月から食料法が改正をされました。トレーサビリティ制度が施行になりました。もともとは国の管理に問題があって、米価に改めるべきところが、この制度によって豆っこ米もJAの扱いになりました。米価には、どのような影響を与えることになりますか。また、今後の米の産地の帰趨を占います新規需要米につきましても、大きな影響を与えることになりますが、この制度についての考え方をお願いをいたします。

また、京の豆っこ米のブランド力を強化する立場で提案をさせていただきますのは、米の品質管理としては、品質仕様としては、アミノ数値があり、これによって米の粘りの強弱が決まります。タンパク質の値によって、食味を決める大きな要因になっているものでありますが、これらについてのデータとして、人工衛星を使って植物の分光反射特性を解析、マップあるいはデータを通して活用する方法、水稻リモートセンシングが実際に活用され、米の品質管理に大きな要因でありますタンパク質について、現状をマップにすることで、特徴的に把握できること。生育方法、栽培管理の検討材料として活用すること。

生産者の高品質米に対する意欲向上に活用することや、次年度への品質仕様として活用する。このように上空650キロメートルからの人工衛星によるリモート先進技術などを積極的に導入をする必要がある。話題性も含めて、このように考えているところであります。

次にコシヒカリの品質についてであります、これも以前、課長にお尋ねをいたしましたんですが、今、新潟県では、コシヒカリという品種は、コシヒカリBLという品種にすべて変わっておるということをごさいます、これはいもち病に非常に強いということで、平成17年からいもち病は大幅に減少している。農業の薬剤費は15%、防除にかかる労務費も半減したと報告をされています。

このように、先進地は現状に甘んじることなく、日夜努力が続けられているわけでございます。ところが残念ながら、京都府は、この育種の面で非常におくれておる、このように思っております。

して、このコシヒカリBLという品種の種子については、新潟県の絶対よそには出さないと、こういうことですから、そら京都府で何としても、これを確保していただかないかんわけですけども、まだその見通しは立っていないと、これはきのうもお話を聞いたわけですが、そういう確認ができております。強く要請することが京都府に対して必要であると、このように思っております。強くて、今後のブランド強化について、どのように考えておりますか、この京の豆っこ、きょうまでの実績を踏まえて、さらにブランド力を強化する立場でお伺いをしたいと思っております。

第2項目には農地法の改正に伴います農業委員会の体制の強化についてお伺いをいたします。

昨年6月議会で、その取り組みにつきまして、農業委員会の三田会長さんにお世話になりました。お願いをしてまいりました。施行が6カ月先ということで、具体的な部分までは入ることができませんでした。この農地法改正は39年ぶりに、その基本理念が新しくなったということで、基本的には、これまでの農地制度の体制を維持しつつ、農地の減少を食い止め、農地の核を図る、農地を貸しやすく、借りやすくする。農地の効率的な利用を図る。これらによって、我が国の食料の安定供給の確保を目指すこととされています。

例えば、農地の権利移動では、これまで全部、耕作要件とされたいたものが、全部、効率利用条件もということで、農地を効率的に利用して、耕作の事業を行うと認められるか。あるいは、これまでなかった地域との調和要件ということも新たに加わってまいりました。農地の農業上の効率的、かつ総合的な利用の確保に支障を生じないかということも大きな要件として加わっております。

町の現状を見ますと、いよいよ後継者問題が大きな課題になってきたこと、荒廃農地も中山間地域直接支払制度によって、かなり抑えられておりますが、どこかが崩れると一挙に拡大する懸念もあります。今回の改正では農地利用について規制を緩和され、一般法人が農地を借りることも認められることになりました。新たに、このことについて、町長は農業委員会に対して、意見を述べるができるようになっております。

また、農地転用規制が強化をされまして、転用については、許可条件が非常に厳しく、よほどしっかりした計画がないと認められないこととなります。今後は、市町村が公共施設を設置するために行います農地転用についても許可が必要となります。農用地区域内農地の確保がうたわれ、農用地から除外することが非常に厳しいと、こういう厳格化がされております。除外が困難になってくると、このように考えております。今回の農地法の改正で、農業委員会の体制強化は大きな課題であります。農業委員会は農業者の公的な代表で構成される行政委員会、その役割は農地法等の農地行政の執行、地域農業の振興、農業者の公的代表としての活動が課せられています。このような役割にもかかわらず、その報酬は現在、年額12万円ですが、毎月の現地調査や会議、報告書の作成、農家からの相談等の時間を考えますと、農業委員さんの報酬アップが喫緊の課題と考えるところ、同時に農業委員会は選挙委員が21名になりますと、法定で部会制を導入することになりますけれども、本町の場合は、選挙委員が20名ですから、法定部会ではなく任意の部会制を考えるときにきていますと思っております。これは選挙委員の人数で設置が決められていますが、本町の場合は任意の部会として、私は農地部会と農業振興部会を置くことが必要であると、このように考えております。

農業委員さんが、この部会制の中で十分な力を発揮していただきたいと、毎年、町長に対しま

して町の農業のあり方について、建議ができる農業委員会になってほしいと、この思いを持っておるわけでございます。そのためには、農業委員会の事務局の体制の強化も必要であります。

新たに八つの仕事が農業委員会にはふえると、このように考えておりました。今回の改正はある場合には事務局にとりましても、農家の意に反する部分もありまして、非常に対応が難しいと、こういう場面が出てくると思いますけれども、国や京都府に対する文書、あるいは報告書、そういったものでも相当量の増加が考えられます。委員の活動できる体制整備と、事務局体制の強化が必要であることを再認識願いたいものであります。

2月1日には町内のお手伝いをいただける方ということで、農業センサスの経営実態の調査が実施をされました。現時点で、この経営態の状況がはっきりとしてくると、このように思っておりますが、私が以前から指導しております。農地取得の場合の下限面積要件につきましても、既に舞鶴市、綾部市、福知山市、こういった中丹地域ではすべて10アールになっております。

また、南丹市でも、その動きになっておるようでございます。各農業委員会に聞いてみますと、その理由は再三申し上げてきましたように、もうからない、跡継ぎがない、使ってくれる人がいない、農地を何としてでも売りたいと、このような背景の中で決断されたと。農業委員会からは聞いております。今回の改正によって、また知事の許可を受けることなく、与謝野町の農業委員会の判断で、地域の実情に応じて下限面積要件となる面積の引き下げが可能になってきたと、こういうことですから、国ですら下限面積要件を10アールでいいんだと、こういうふうに言わざるを得ないと、このような実情についても指導をお願いしたいものであります。この改正を契機といたしまして、農地を守り農業を発展させる方向については、町長はどのように考えておられますか。

二つには、農業委員会の体制強化につきまして、どのように考えられておりますか。

三つには、これまで数回にわたって下限面積要件の緩和についてお願いしましたが、全くこのように動いておる、こういう認識が、私どもにも十分理解がしにくかったわけですが、中丹地域ですら10アールになったということで、既に本町の方でもですね、雲原や、そういう周辺部で農地を求めた方がおられる。このようにも聞いております。近隣の宮津市や京丹後市に気がねすることなく、私は町として、農地を守る立場で、どうあるべきか、しっかりとお願いをしたいと思っておりますが、町長のご所見をお願いいたします。

第3項目目の質問は、臨時職員の能力を生かし、処遇の改善、雇用の継続を図る必要があるのではと考えており、その立場でお伺いをいたします。

12月議会にも臨時職員にかかわりまして質問をさせていただきました。今回は、少し踏み込んで質問をさせていただくということで、副町長にお願いをいたしたいと思っております。

12月議会の答弁の中で、町で働く臨時職員が126名、3分の1以上が臨時職員だと、このような認識をいたします。現状はいま一つ勤務環境の条件整備が必要と感じております。それでは、どのような環境にあるかと申しますと、少子高齢化や地方分権、こういった方向によりまして、行政事業は年々増加をしています。国は行革指針の中でも、事務事業の削減と効率化、アウトソーシングを提案していますが、本町の行革大綱においても、事務事業の削減は盛り込まれていないと、このように認識をしております。現実には、人が直接行うサービスで、IT化や業務の効率化による人員削減効果は期待をしにくいと、このように考えておりました。行政ニーズとい

うのは、年々ふえ、また高度化してくる。ますます人手を必要としてくる。このように考えております。民間企業では先行して非正規労働者の活用が積極的に行われてきたもので、一昨年秋からの世界金融危機は製造業の生産縮小を招き、派遣切りと呼ばれる大量の非正規労働者の解雇によりまして、社会問題化をしてきました。自治体においても臨時職員の増加は人件費コストの圧縮にあるのは当然でございますが、行政にかかる人件費コストをふえにくくしているのが実情であります。

地方財政制度でも臨時職員の人件費は明示されず、算定根拠を示す必要もなく、財政上では臨時職員はものとして扱われているのが正しいのではないかと、このように考えております。

正職員と臨時職員の仕事の違いにつきまして、全国の自治体労働者で組織をします、労働組合、自治労が全国の自治体を調査した報告では、業務のほとんどは同じである。このように発表をされております。臨時職員の業務はあくまでも補助的であると、こういう見解は一部の見方になってきておりまして、全体としては、仕事の上での両者の線引きは極めてあいまいになっている。このように認識をしております。

私の12月議会の質問以降2、3のご意見をいただきましたが、実態としては恒常的な業務につく、常勤的臨時職員に対して、制度から法の谷間にあると、このように考えております。

本町の場合も、地方公務員法第22条の臨時的任用を当てはめておりまして、6カ月以内の部分だけをとりまして、例えば、採用通知そのものにしても、非常に厳しい採用通知になっておりますことは、前回指摘したとおりですが、特に町長のこと、志と私は異なっているのではないかな、臨時職に多い女性の就労に対しまして、公務の中でも格差があり、女性労働は家計の補助にすぎないと、こういう先入観があるのではないかなと思えてならないわけでございます。

労働基準監督署へ提出をされております労基法第36条に基づきます組合との協定書では、臨時職員は常勤ではない、フルタイム出勤ではないということで短くなっておりますが、その実態は全く形式的であります。一般職員と区別するため、臨時職員を短時間勤務としていることにも働く実態を無視しているとすら、このように考えられるものがあります。臨時職員の賃金についても前回、指摘をしましてとおりでありますが、非常に厳しい金額であります。以上のような現状から副町長にお尋ねいたしますのは、人材という考え方について、人の財ですね、財産の財、これにつきましては、前回の指定管理にかかわりまして、クアハウスドルフィンが指定管理者になりました折り、町長はこの人材という考え方を非常に評価をされておりました。私も、それはそういうことであるべきだと思っておりますが、このような状態、勤務化をせざるを得ない職場で、行政の重要な戦力として位置づけをし直す必要があるのではないかなと。

二つ目には、臨時職員の雇用をさせる、雇用を安定させる必要があります。パート労働法が2年前に成立をいたしました。その趣旨が町でも貫徹をされなければならないと思っておりますが、どうでしょうか。

臨時職員の勤務時間と短時間勤務制度の考え方がどうも理解をできません。先ほども指摘しましたように、勤務時間に、なぜ15分から30分の差があるのかということでもあります。

最後には、4月1日の採用で、昨年10月1日に懲戒処分を受けた臨時職員がありますが、これは問題ないのかどうか、6カ月という雇用契約を切つてですね、それが10月1日に、その辞令交付というのが正しいのかどうか。法的に問題がないのかどうか、このことをお尋ねをいたし

まして、1回目の質問を終わりにしたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（森本敏軌） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 勢旗議員ご質問の1番目、豆っこ米の品質管理とブランドの強化を図るための新技術導入を問うについてお答えいたします。

まず、1点目の豆っこ米の品質管理の課題と、生産に見合う米価についての考え方でございますが、現時点で町が認識しております豆っこ米の品質管理の課題は、品質の高位平準化ではなかろうかというふうに思っております。つまり年間を通じて、高品質でかつ品質にばらつきのないお米を供給することでございます。皆様もご承知のとおり、丹後産コシヒカリが3年連続で全国食味ランキングの特A評価を受けました。このことは当与謝野町産米も全体として味の面において、全国トップレベルであることの証であるというふうに思います。しかし、消費者にとりまして、前回、購入したお米が、品質の基準になりますので、この前買ったお米はおいしかったが、今回のはずかしくなると、いくら全体的な味のレベルが高くても評価は下がります。小売業者など、需要者は、このばらつきの解消を強く求めますので、品質の高位平準化は重要な課題であるというふうに考えております。

次に、生産に見合う米価の問題でございますが、政権が交代し新年度から個別所得保障モデル対策が実施されます。この対策は米づくりに対し、恒常的なコスト割れ相当分として10アール当たり1万5,000円を補助するものでございます。この金額の歳出根拠に国は標準的な生産に要する費用として、60キロ当たり1万3,703円を、また標準的な販売価格として60キロ当たり1万1,978円を示しており、この差を10アール当たりの換算した結果が1万5,000円という額になったというところでございます。

これらは、国の標準的な数値ですので、これを参考にして今後、当町におきましても、生産費及び生産に見合う米価の調査研究をしていきたいというふうに考えております。

2点目のトレーサビリティ制度の影響などについてでございますが、トレーサビリティとは、物品の流通履歴を確認できる仕組みのことございまして、問題が発生した場合、流通ルールの速やかな特定と改修を行うことができるよう、米についても本年10月1日から導入されるというふうに伺っております。

お尋ねの豆っこ米につきましては、既にJA京の豆っこ米生産部会を中心に、農林水産省が定めておりますガイドラインに沿った特別栽培米の生産販売にかかる取り組みをされております。この特別栽培米として表示するためには、生産記録の記帳や確認等が義務づけられ、また流通段階におきましては、販路の一つでありますイトーヨーカドーの場合、出荷するに当たりまして、厳しいチェックを受けており、これは品質面から生産、保管、流通面にわたるものでございます。

これらの取り組みからいたしますと、トレーサビリティ制度が導入されましても、当町の産地の体制としては、既に整っているものというふうに思っております。逆に本制度の導入は当町のように真剣に取り組む産地にとりましては、追い風になる要素ではないだろうかというふうに考えております。

また、豆っこ米がJAの扱いになり、米価への影響はとのご質問ですが、イトーヨーカドーへ販売する平成21年度産の豆っこ米は、JA京都が集荷して流通しています。

平成19年度産、20年度産の豆っこ米は、京都裕喜株式会社が集荷されておりましたので、集荷先の変更は大きな出来事であったわけですが、そうした方向修正を行った大きな理由の一つに、トレーサビリティ制度への対応があったとお聞きしております。したがって、手数料の発生という形で、米価に影響するよう思われがちですが、先ほど申し上げましたように、イトーヨーカドーへ出荷に際し、既に21年度産からJA集荷でトレーサビリティ制度同様の取り組みをJA、農家共同で実践しておりますので、今後、特に米価に与える影響はないのではないかとこのように考えております。

しかしながら、今後は、ますます米市場において、生産費に連動した米価の評価ができるような仕組みづくりが求められる時代になるのではないかとこのように考えているところでございます。

3点目のブランド強化を図るため、リモートセンシング技術等の新技術導入についてのご質問でございますが、議員が例に挙げられておりますリモートセンシング技術とは、人工衛星や航空機などから、地球表面付近を観測する技術で、米づくりにおきましては、ほ場の稲の葉の色を写真撮影し、その葉の色からお米の食味に大きく影響するタンパク質の含有量を予測しようとする技術のことだということに思います。

なぜ、ほ場に稲が植わっている時点で食味値を予測しようとするのかという点でございますが、刈り取り前に、ほ場ごとのお米の食味を把握することによりまして、例えば、ライスセンターであれば、食味別に区分集荷をすることが可能になり、食味に応じた区分販売供給が可能になります。つまり冒頭に申し上げましたように、いろいろなお米がまざり合うのではなく、品質の高位平準化につながるということでございます。

この技術につきましては、本町も今年度に農業技術者会で検討し、試験的に実施をしたところでございます。お米などの食品、機械メーカーが開発しましたシステムを使用し、空からではなく車両に搭載した高度カメラを移動しながらほ場を撮影し、タンパク質含有量を予測するというもので、予測値による区分集荷を行い、乾燥、調整された玄米について、食味計による検証も行いました。

検証の結果は、予測値との差は少なく、技術の信頼性につきましては、一定評価できるものと思っております。しかし、実際の導入に関しては、特に導入費用が高額であることから、今後の技術開発、商品開発に期待したいというふうに考えております。

ブランド強化を図るため、品質の高位平準化に向けての、特に食味値による区分集荷は有効であるという点は認識しております。本町におきましては、その一つの方法として、もみの状態で食味値が測定できる食味計の導入を考えております。通常の食味計は玄米、もしくは白米の状態ではかかりますが、本町が検討しておりますのは、刈り取り直後のもみの状態で食味値をはかることが可能な食味計であり、計測値によりまして、食味別に区分した集荷が可能になるというふうに考えております。

以上、時代の要請、消費者のニーズ、また制度の変更、技術の発展など、農業経営を取り巻く状況は変化し、多様化しております。これらに対応し、克服するためには生産者やJAなどの実需者、町を初めとした関係機関の連携による地道な研究、あるいは実践が重要であるというふうに認識いたしております。

次に、2番目の農地法改正の取り組みを問うについてお答えいたします。

まず、1点目の農地を守り、農業を発展させる方向はについてでございますが、当町には野田川を中心とした広大な平野が広がっており、営農条件も比較的良好、景観もすばらしい田園風景を有しています。しかし、農家の高齢化、後継者、若い担い手不足、中でも中山間地に抱える集落では、毎年増加しております有害鳥獣によります被害等で、農地を守ることが厳しくなってきたのが現状でございます。

こうした中で、限りある農業資源を守り、生かすには、農業経営の法人化や町の農業の魅力を発信し、新規就農者を広く集めることが上げられるというふうに思います。

法人化するには、地域の理解と協力、そしてリーダーが不可欠であり、なかなか一朝一夕にはできないものというふうに思っておりますが、大事なことは、それぞれの方が得意な分野、例えば米、野菜、加工、販売などに活躍でき、農業の6次産業化につながるような、産地全体としての仕組みづくりが必要ではないかというふうに思っております。

また、新規就農者を受け入れるには住居、営農指導者、利用しやすい農地の利用集積等、集落の受け入れ体制の整備や、就農者を支援する補助制度等の充実を図ることが大切ではないかというふうに考えております。

さらには、全国の食味ランキングで3年連続特Aの評価を受けました丹後産コシヒカリや、当町のブランド米である京の豆っこ米、稲作を中心の当町にとっては宝物であろうかというふうに思っておりますので、この特色を大いに生かしていく施策が望まれるところではないかというふうに思っております。

次に、2点目の農業委員会の体制強化についてお答えいたします。

現在は、26名の農業委員さんと、事務局については町長部局と兼務職員3名で運営をお世話になっております。

農業委員会では、部会制度を適用せず、全委員出席の総会を月に一度開催し、必要に応じて専門委員会を開催しながら、諸問題への対応と今後の課題解決に向けた協議をお世話になり、運営していただいております。

今般、改正農地法により、毎年義務づけられました農地の利用状況調査や遊休農地対策、農地法許可案件につきましても、現地確認などが強化されるなど、委員さん方には、それぞれお仕事をもちの中、より一層のご負担が増大していく現状にあるかというふうに思っております。このような状況を踏まえ、少しでも体制強化のお手伝いできればとの思いは重々ございますが、町全体を見渡しますと、どの分野も広域多様化する中で頑張っていただいておりますので、各地区に設けております、協力員さんを初め、地域の農家の皆さんと連携を図っていただきながら、今後とも農業委員会活動にご尽力いただければありがたいというふうに思っております。

また、事務局体制につきましても、現在3名で運営をしておりますが、行政部局と兼務体制であり、さきの農地法改正の農業委員会業務が増大しておりますので、会長さんからも町及び議会に対し、体制強化の要望をいただいております。しかし、人員削減や新規採用職員の抑制等を行う中、農業委員会の事務局だけ例外とすることは非常に難しい状況でございますので、新年度以降も現在の体制を堅持し、担当職員には負担が大きくなるというふうに思いますが、幸い農業委員会事務局は、農林課内にありますので、職員がお互いに協力、助け合いながら頑張ることで乗

り切ってほしいというふうに思っております。

次に、3点目の農地取得にかかる下限面積要件の緩和についてお答えいたします。

当町では、農地を取得される場合の下限面積として、地域の営農条件や、これまでの経過を踏まえ20アールから40アールと定めて運用いたしております。ご指摘のように、中丹管内では10アールに設定されているところが多くなっておりますが、丹後管内においては現在のところ10アールに設定されているところはなく、今後の見通しをお聞きいたしましても、中丹管内と同様に、いきなり10アールに引き下げられるお考えは今のところないようでございます。決定権限は、各農業委員会におりてきましたものの、農地法施行規則により、地域の実情に合っていない極端な下限面積の設定は制限されていますので、丹後管内においては慎重な考え方が根強いようでございます。

また、新規就農者を受け入れるのに、下限面積を緩和する手段もあろうかというふうに思いますが、農業への過剰な投資にならないよう、所有より利用権の設定を進めることで投資を抑制しながら農業参入を容易にしていくことの方が有効な方法ではないかというふうに考えております。

農業委員会におきましても、現在、下限面積検討委員会を立ち上げ、第1回、2月8日に会議をお持ちになり、近隣の農業委員会における下限面積の動向を把握した上で、議論をスタートしていただいておりますが、下げることへの大きなメリットがあるのか、あるいは10アールにしたからといって、農業経営が成り立つものでもなく、逆に耕作目的ではなく、資産保有的な農地の所有を誘発するのではないかといったご意見が多く、少なからず極端に下げることへの抵抗感があるというふうに伺っております。

したがって、極端に下げるのではなく、まずは一定の範囲内で町内統一の下限面積を設定し、今後、新規就農がふえてくれば、このうながす地域に限り下限面積も弾力的に設定していくなど、段階的に取り扱うものとして、様子を見る方向のご意見であるというふうに伺っております。

農業中心の当町では、担い手と呼ばれる農家の方や、小規模農家の方の営農意欲を妨げないように、地域の実情に合った下限面積の設定が必要不可欠だというふうに考えておりますが、農業委員会のご意向を尊重しながら、対応してまいりたいというふうに考えております。

以上で、勢旗議員の、私への一般質問に対する1回目の答弁とさせていただきます。

議 長（森本敏軌） 少し長くなっておりますけれども、今、しばらくお待ちいただきたいと思います。堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 勢旗議員、3番目の私へのご質問であります。

臨時職員の能力を生かし、処遇の改善、雇用の継続を図るために、働きやすい職場づくりを問うについてお答えをいたします。

まず1点目の人財、財産の財でございますが、人財との視点が必要では、常態勤務化せざるを得ない職場で、行政の重要な戦力として位置づけ直す必要があるのではとのご質問でございますが、町長もかねてから繰り返し申し上げておりますとおり、臨時職員の存在意義は、合併以来1割以上の職員が退職する中で、その補充要員として、非常に重要な役割を担っていただいております。重要な戦力であり、町のまさに人財、財産の財でございますが、人財と考えております。そのため、合併当初から2カ月を超える雇用期間がある臨時職員には、採用時に採用条件を明示し

た通知書を必ず交付することや、労働基準法に基づく年次休暇の厳格運用の徹底、それに通勤手当の支給など、勤務条件や賃金の面でも、できることは改善を図ってきたところでございます。

次に、2点目のパート労働法の趣旨が町でも貫徹されなければならないと思うがとのご質問ですが、議員もご承知のとおり、パート労働法が少子高齢化に伴って減少する一方の労働力に対し、パートタイム労働者の能力を最大限に発揮できる雇用環境の整備を図るため、平成20年4月に大幅な改正が行われ、正規職員と、職務と責任の度合いなどが同じであれば、待遇面でも正規職員に準じた是正を図るべきとして、労働条件の明示、差別的取り扱いの禁止、正規職員への転換などを推進するよう、使用者側が努力義務を負うこととなったものですが、当町の臨時職員の位置づけが、あくまでも臨時的、補助的な役割の中で、特に職務に対する責任の度合いの面では、正規職員とは異なるという考えから、法律が求めるような取り扱いをするまでには至っておりません。

3点目の、臨時職員の勤務時間と短時間勤務制度の考えを問うのご質問ですが、当町の就業規則では、臨時職員の勤務時間を正規職員の勤務時間未満と定めております。これは地方公務員法など、関連する法令において、正規職員と同じ勤務時間としますと、当然ながら賃金体系や福祉の面で、正規職員と同様の処遇をとることになり、共済組合を初め、職員厚生会や退職手当組合などにも加入する必要があると、新たに多額の負担が生まれることと、何よりも2点目のご質問に関連して、当町の臨時職員の役割が臨時的、補助的ということであり、責任の度合いを軽減するための措置としましても、勤務時間を正規職員の勤務時間未満としているところでございます。

最後に、4月1日採用で、10月1日付で懲戒処分の実例があるが、法的に問題はないかとのご質問でございますが、この処分に当たりましては、当町の顧問弁護士や京都府の自治振興課にも相談をする中で決定をいたしましたもので、法的にも何ら問題はないものと考えております。

以上、勢旗議員の一般質問への私からの答弁とさせていただきます。

議長（森本敏軌） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） それぞれ答弁をいただきました。

この京の豆っこ米の関係につきましては、町長がおっしゃいましたように、高位平準化ということが非常に重要だと、私はこの高位平準化を確保するためにも、このリモートセンシングというのは大きな役割を果たすのではないかなと、このように思っております。リモートセンシングというのは、ものにさわらずに調べる技術と、こういうふうに認識をしております。これを利用する場合には、宇宙航空研究開発機構、地球観測センターにデータがあるということで、私はあんまりですね、費用はかからないのではないかなというふうに思っております。それから、以前に生産者の立場で、DNA鑑定がしたいということで、機器の購入がですね、これは農林課も予算化をされたこともあります。そういうことを一つ一つ積み上げていくということが、私は系統的に産地としての安心感を与える、このように思っておりますので、一つ、このことについてよろしくお願いをしたいと思っております。

それから、次の農業委員会の体制の強化につきまして、今、お話を聞きました。聞きましたが、これは今回の農地法改正に当たっては衆議院、参議院、両院で附帯決議がつけられておまして、したがって、農業委員会組織への必要な支援、また体制の整備を図るためにですね、必要な財政措置も講じる、こういうふうに私は理解をしておるわけでございまして、農業委員さんの報酬の

アップ、財源的にいろいろあるかと思いますが、やはりこれは、この町長もおっしゃいました基幹産業としても農業を守っていくために、どうしても必要だという視点から、ぜひですね、この認証をお願いをしたいなというふうに思っております。

それから、私が申し上げております、下限面積要件につきましても、これは丹後は慎重だと、慎重だという言い方は、逆に言いますと、全くスピード感がない、今の時代、仮にですね、私は認識が違くと、このように思っておりますので、これは農業委員会ですが、一つ十分ご検討いただきたいなと、このように思っております。

それから、最後にパート労働、臨時職員のことについて、副町長から答弁をいただきました。

私は、与謝野町の男女共同参画計画、みんなの輪づくりプラン、これは町長の肝いりの計画だと思っておるわけですが、この理念と方針の中でも、生き生きと働ける環境づくり、この中で幾つかの目標が掲げておられて、この中からもですね、私は、この意図をですね、やっぱり下側が、町長の意図が十分わかっていないのではないかなと、こんなふうに思っておるわけでございます。

一つ、十分ご検討をいただきたいなと、このように思っております。

それと、それから先ほどの、いわゆる期限の問題でございまして、前回、これいただきまして、6カ月で今、契約を、臨時職員はしておるわけでございます。したがって、これにはですね、私は根拠がないと思っております、少なくとも1年まではですね、延ばしてもいいんじゃないかなと、契約期限を、と思っております、そのことについてお聞かせをいただきたいと、このように思っております。

まだ、お伺いしたいことありますが、大変ちょっと遅くなっておりますし、この点だけをお伺いをして終わりにしたいと思います。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほど、2回目のご質問にお答えいたします。

本当に、高位平準化ということが一つ大事な、その一つの有効な方法として、いろいろと方法を述べさせていただきました。私自身もリモートセンシングという、そうしたものが、どれぐらいの金額なのか承知しておりませんが、恐らく我々の、ちょっと手には合わんものではないかなと思うので、この辺についても今後、十分いろいろな府や関係機関の指導を得る中で考えさせていただきますというふうに思います。

それから、そのほかにもDNA鑑定等々、そうしたお米のブランド化を図る上で、根拠となるような、そうしたいろいろな技術の研究につきましても、これもあわせて考えさせていただきますというふうに思っております。

それから、非常に農業委員会の持ち方、あり方、あるいは今後の対応につきましても、必要な支援、あるいは、それは財政的な支援も含めてということでございます。先ほどの述べましたように、今ある現状の中では、事務局体制等もあれですし、また農業委員会そのものも部会制をひかずに全体でということ、必要なことについては専門的な、そういう部会といいますか、委員会をもって当たっていただくというふうに報告を聞いておりますので、ぜひ、まずはそうした形での取り組みを進めていっていただきたいと思っております。

先ほど、少し出ておりましたが、農業委員さんの委員報酬につきましても、高いところとやすい

ところと同じぐらいのところとあるわけですが、そのこともですが、それらにつきましても、一定の検討をいたしました上で数値になっているというふうに思っております。本当にわずかな金額で申しわけないんですけども、ぜひご理解が賜りたいというふうに考えております。

今後につきましては、やはりこういったことも、他の報酬等との関係もございますので、検討もさせていただくことも必要ではないかなというふうに思っております。

それから、昨日も何かいろいろと、ちょっと夜遅くまでテレビを見ておまして、なんですけれども、そういう新規の農業を志す若い人たちを受け入れてる農協の話も出ておりました。そうした中でも、やはり土地の広さとか、それもですが、何よりも、そういう人たちを受け入れようというところと、またそれに対していろいろな支援をしていこうということが整っていること、それからもう一つ一番大事なのは、就農しようという、その人が、地域にとけ込んで、人のつながりをつくっていくというふうなことが大事だというふうな話をされておりましたけれども、今後、この与謝野町の一番、力の入れている、そういうお米、米づくりについて、都会からでも入ってくる。また、それをここへ定住してやっていこうという、そういう魅力のある農業、あるいは、この地域としてできる支援につきましては、皆さんとの協議の中で今後も目指していきたいというふうに思っております。

以上で、2回目の答弁を終わらせていただきます。

議長（森本敏軌） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 再質問にお答えをしたいと思います。

まず1点目、現在の与謝野町の臨時職員の扱いが、男女共同参画の趣旨からも問題ではないかというご指摘だと思うんですが、先ほどもお答えいたしましたように、合併以降、この間、できる限りの改善につきましては努力をさせていただいております。議員の目から見れば、まだまだ不十分かもしれませんが、一定の改善はさせていただいたつもりでおります。

今後とも、必要な改善につきましては、検討を進めてまいりたいと考えております。それから、2点目の臨時職員の雇用期間6カ月の法的な根拠がないのではないかというお話でございますが、手持ち資料で今、急いで見ておったんですが、今、明確にお答えできる資料を持ち合わせておりません。今後、十分検討をしてまいりたいと思いますし、その根拠につきましては、一定の根拠があるというふうに、私は理解をしておったんですが、勉強させていただきたいと思います。

議長（森本敏軌） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） それでは、それぞれ答弁をいただきました。

あと、2点ですね、お願いをして終わりにしたいと思っております。

まず1点は、報酬のことを、農業委員さん、申し上げましたが、私はこれちょっと私ども申しおくれておったんですが、実は、自治功労者ですね、それぞれの自治功労者に寄せられる年限が条例で決まっておると思うんですが、私はちょっと農業委員さんですね、この年限といひますか、就任していただいて何年という期間が、私は長過ぎるのではないかなと、区長さんやその他とも比べて、その辺についてもですね、一回、ぜひご検討をいただきたい、報酬はもちろんですし、その点と。

それからですね、もう1点は今、副町長から答弁をいただきました。私は、これはこれが期間がないと思っておりまして、3年まではですね、オーケーだというふうに認識をしておりますので、ぜひですね、私は今の6カ月を1年にはしてほしいなど、このようにお願いをしまして、私の質問を終わりにしたいと思っております。ありがとうございました。

議長（森本敏軌） これで勢旗毅議員の一般質問を終わります。
大変長くなって申しわけありませんでした。これで暫時休憩します。
20分とって、35分まで休憩したいと思います。

（休憩 午前11時14分）

（再開 午前11時35分）

議長（森本敏軌） 休憩を閉じ、一般質問を再開します。
次に、6番、家城功議員の一般質問を許します。
家城議員。

6番（家城 功） 議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

今回、私は事前通告のとおり、ごみ処理について、また情報化について町長のご所見をお聞かせいただきたく思っております。

まず、ごみ処理問題についてですが、先日、商工会の視察研修会があり、三重県の亀山市に行っていました。視察先は我が国、いや世界の最先端で開発が進められ、取り組みのされているシャープの亀山工場と、また、同市の総合環境センターを見学させていただき、我が与謝野町の将来にとって大変参考になる内容であったと感じております。

シャープ亀山工場の内容につきましては、いうまでもなく、世界をリードすべく、取り組みには参加者の皆さん全員が、ただただ感心の連続であり、興味のある方がおられましたら、詳しくお話をさせていただきますので、またぜひ私のところまでお越しください。

さて、今回の商工会の視察案内を見て、私が一番興味を持ったのは、実はシャープの亀山工場よりも、その市で行われている総合環境センターでの取り組みであり、時間的には、あまりゆっくりとお話は聞けませんでした。非常に参考になったと感じております。この総合環境センターでは、2台の溶融炉が建設され設置されております。いわゆる直接溶融炉方式という方式により、一般ごみを初め、破碎ごみや一部の粗大ごみ、また以前に埋め立てたごみを掘り起こし、そのごみを処理することも行ったり、熔融物の中からは、スラグやメタルなどを資源化したり、また一方では資源ごみや一部の粗大ごみをリサイクル施設も整備されていて、環境に優しい取り組みが進められておりました。

また、この直接溶融炉方式では、下水の汚泥も脱水し焼却できるということで、ごみの完全無害化を目指したり、余熱を利用した発電がなされるなど、最先端の技術を取り入れた将来性のある施設ではなかったかと実感いたしております。

当町では、現在、不燃ごみは各旧町の最終処分場で埋め立てられ、資源ごみはリサイクルに回され、可燃ごみについては、宮津市波路の焼却場にて、ごみ処理がなされております。

不燃ごみにつきましても、可燃ごみにつきましても、処分できる容量や契約などの期限もあるため、次世代に向けた方向性を早期に位置づけ、取り組みを進めなければならない状況につきましても、今までより議会において多くの議員の皆さんが質問され、提言されておったのではない

かと感じております。

可燃ごみにつきましては、先ほども申しましたが宮津市波路の焼却場にて処分されており、波路地区との契約は1年更新になっております。ましてや最終期限は平成26年3月までの契約となっており、その後の予定については明らかになっておりません。昨年6月の定例議会では、井田議員が一般質問で、この問題についても取り上げられ、緊急に取り組むべき課題であるのではないかという指摘や訴えをされました。ごみ処理にかかります一つ目の質問ですが、そういった中で、現在、京都府と2市2町の担当者などで構成された研究会が立ち上げられ、将来のごみ処理に向けた話し合いがなされているとお聞きしております。

現時点において、どのような話し合いがされているのか、状況についてお聞かせいただきたいと思っております。

また、太田町長におかれましては、来月の町長選挙に出馬される表明をされ、この問題についても、きっちりとした方向性を示し、取り組むべき責任があるのではないかと感じますが、将来のごみ問題について、現在、どういった方法や形でお進みになるのか、描かれておられる構想があればお聞かせいただきたいと思っております。

続きまして、有線テレビ拡張事業の情報化事業につきましてお聞きいたします。

現在、町内の各地区で光ケーブルの開設工事が進み、各家庭では引き込み工事がいよいよ行われて4月からは全町で緊急時のFM告知放送や有線テレビの視聴が可能になります。また、試験的ではありますが、本議会の初日と一般質問の様子は、ライブ放送で放送されているとお聞きもしております。

加入推進につきましては、各地区を巡回されたり、説明会を開かれたりと、また、回覧板で啓発されたりと、職員の皆さんにおかれましては忙しい職務の中、大変ご苦勞になり、お世話になったと思っております。また、早期申込者にはテレビ接続については、補助金が出るなどの特典も付加し、非常に努力いただいたのではないかと感じております。

先日、我が家にも引き込み工事がなされ、新しいFM告知の受信機が設置されました。この受信機には、機械の両端にフラッシュがついており、緊急時には光って知らせしてくれる機能があったりと、配慮や工夫もなされた機械であり、我が家では、今からコンセントを入れた常態でスタンバイをしております。

しかしながら、一方では話を聞いても理解ができない、また加入するが意味がない、いろいろな人への配慮が細くなくないなどの不満や、不安の声を聞きすることもあり、私自身もご相談を受けたりすることがあり、担当課に確認をさせていただいたことも多々あります。利用料金や設置、引き込みに対する費用や補助金など、お金にかかわる部分については、施行規則の中の第6条に記されており、利用料金や費用の決まりのほか、生活保護世帯は無料、障害のある方や75歳以上の高齢者世帯の世帯主の世帯には、工事や利用料金等に半額の減免措置があるなど記載もありますが、実際にはそういったことが理解されていない方も多いのではないかと感じております。

先日、ある方の相談で、この方は難聴者の方で、無職の方なのですが、家庭としては生活保護世帯ではないのだが、生活は苦しい、そういった中でテレビの利用まではできない。FM告知は無料だが、耳が悪いので聞こえない、意味がないといったような相談を受けました。この方には、

我が家に設置されたFM告知の機械の説明や、テレビなどの減免措置の説明など、細かくお話をさせていただいたら、納得をしていただき、加入の検討をするというお返事をいただきました。

そこで、二つ目の質問ですが、現在、加入の申し込み状況については、どのようになっていますか。昨年12月末現在における各プラン全体での約80%という数字をお聞きしましたが、地区によっては50%くらいの地区もございました。現状についてお聞かせをいただきたいと思っております。

また、先ほどの例にもあるように、なかなかご理解をしていただけない方も多いのではないかと感じております。

再度、理解を得るための周知が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

以上、ごみ問題、情報化について2点お聞きし、1回目の質問とさせていただきます。

議 長（森本敏軌） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 家城議員ご質問の1番目、ごみ処理についてお答えいたします。

昨年の9月議会にて予算をお認めいただきまして、2市2町で丹後地区ごみ広域処理研究会を平成21年11月6日に立ち上げたところでございます。

研究会は各市、町、担当課2名の委員で構成するとともに、アドバイザーとして京都府丹後保健所及び立命館大学エコテクノロジー研究センター長、武田先生にお世話になっております。会長は宮津市企画環境室長、副会長には京丹後市市民部市民課長が就任し、事務局は宮津市企画環境室となっております。

この研究会は、丹後地区における最適なごみ処理施設の整備を具現化していくため、広域処理に関し、必要となる項目について、調査研究し地球環境にやさしい、低酸素型のまちづくりに寄与する安全で効率的なごみ処理システムの構築を目的としております。

最終的には、施設の設置場所、及び施設の種類、規模、施設整備のスケジュールに至るまでの内容について方向性を出すものとしております。

1点目の研究会の現状はとのことですが、今日まで4回の研究会を開催しております。2市2町のごみの量を持ち寄り、ごみ量の将来予測をし、整備する施設規模を見きわめる作業をしており、その上でごみ処理方法として、ごみ焼却施設プラス灰溶融施設、熱分解熔融施設の三つのパターンごとに建設事業費、運営コスト、CO₂排出量、ダイオキシン類排出量、収支運搬コスト等の比較資料を現在作成しております。これらの資料をもとにした研究会としての結論は、平成22年度中には見いだせるというふうと考えておりますので、もう少しお時間がいただきたいというふうに思います。

次に、2点目の宮津市清掃工場の契約期限でございますが、議員ご指摘のとおり、使用期限は平成26年3月を最終として、毎年の更新となっております。この期限までに次期清掃工場が建設できるのかどうかでございますが、今回の研究会は、その期限までに新施設の整備ができるようにと、2市2町で集中した調査、研究を行っているものでございます。

本研究会での調査、研究結果、また、その結果による今後の対応等が現時点ではわかりませんので、具体的な答えはお許しいただきたいというふうに存じます。

次に、ごみ処理にかかる構想はとのことですが、現在どのような施設にするのかを検討してい

るところでございます、特に構想は持ち合わせておりません。ごみ処理施設は日常生活にかかすことのできない施設であり、新清掃工場建設が順調に前へ進むよう、全力を挙げることが私の責務であるというふうに考えております。

施設建設にかかるそうした私の考え方は、どのような施設、処理方法であっても、ごみの量とごみ埋立量を極力減らすことができる施設であり、とりわけ環境に配慮した施設であることが考え方の基本でございます。

次に、2番目のご質問、情報化についてでございますが、野田川、岩滝の拡張地域の申し込み状況は、昨年の12月28日現在で4,691軒の加入申し込みをいただいております。内訳は、集合住宅を含めた一般住宅等が4,532軒、事務所が65軒、公共施設が94軒となっております。一般住宅の加入率は、本年2月28日現在の住民基本台帳世帯を分母にした場合ですと70.2%で、回覧世帯数を分母にいたしますと79.2%でございます。今後は、住民基本台帳世帯数を分母に統一して、機会あるごとに報告させていただきたいというふうに考えております。

また、ABCDプラン別では、Aプランが1,657軒、Bプランが1,355軒、Cプランが186軒、Dプランが1,493軒で、Dプランを除く有償プランの加入率は50.9%となっております。

次に、聞こえのご不自由な方からのFM告知放送に加入する意味がないというお話は、FM告知から放送しても聞けないという意味であろうかというふうに思っております。実際には、緊急放送を行った場合、FM告知端末機の両端が点滅いたしますので、それに気づいていただき、テレビのスイッチを入れると文字放送等でFM告知放送の内容が確認できます。

このような機能についての説明が、ご指摘のとおり不足していたのではないかとというふうに考えております。今後は聞こえのご不自由な方に限らず、加入促進も含めて、いろいろな場面を通じて、機能のPRを行っていききたいというふうに考えております。

特に、職員出前講座を活用していただき、職員を呼んで説明とご理解をいただく機会をつくっていただければというふうに考えております。

また、有線テレビでは、合成音声を読み上げる文字放送や、データ放送などFM告知放送にない情報をより詳しく補完しておりますので、DプランにとどまらずAプランの加入についてもご検討をいただければありがたいというふうに考えております。FM告知放送は、一般行政情報の放送だけでなく、防災行政無線放送との連携を掲げておりますので、すべての町民に安心・安全なきめ細やかな情報提供ができるよう、関係課が連携を図りまして、どのような方式がよいか検討しているところでございます。

以上で、家城議員ご質問の答弁とさせていただきます。

議長（森本敏軌） 家城議員。

6番（家城 功） ご答弁ありがとうございました。

ごみ問題につきましては、私は当然ごみ問題につきましては、処分することも大切である。その中で減らすことも大切であるのではないかと、以前、畠山議員もご提案されたことがあります。私も減らしていくことは非常に大切なことだと実感しております。

現代社会の暮らしの中で、果たして減らすだけで解決することができるのだろうかと考えたと

きに、非常に厳しいのが現状ではないかなという思いもございます。そういった中で、本年度では野田川処分場の遮水シートの修復に多額の費用を要したり、また新年度予算では波路の最終処分場の耐火レンズの張りかえ工事の費用が計上されたりと、負担もますますふえるような現状もございます。また、処分できる期間につきましては、一刻一刻と迫ってきております。そういった中で、私個人の思いではあるんですが、山を切り開いたり、自然を切り開いたりして、ごみを埋め立てながら、また小規模な焼却炉を修復しながら燃やしていても、将来を生きていく子供たちにとって、何が残せるのだろうかという思いもあります。そういった中でも、1日も早く次のステップを踏むことが必要ではないかなという思いでおります。

先ほど2市2町で研究会が立ち上げられ、各担当者の方、専門家の方からいろいろなお話し合いの中で、22年度には方向性が出るというお返事をいただきました。そういった中で、1回目の質問でも言いましたように、ただ出てくるごみだけではなく、今まで処分したごみもさらに処分できるんだという方式もあったり、いろいろなやり方が、当然、研究会のことですので、各いろいろな先進地の資料を取り寄せられてやられているとは思いますが、いま一つほんまに期限がないという状況の中で、枠組みだとか、財源だとか、時間がない間にどういようなことができるのだろうかとか、シミュレーションだとか、一刻も早く急いでいただくともに、与謝野町の2期目を目指される町長にとっても、明確な方向性を示されて、一生懸命取り組まれることがお願いをしたいと思っております。

また、情報化につきましては、世帯数でいきますと70から70ちょっとということで、まだ30%の方が、ご理解を得られてないのか、加入する気がないのか、ちょっとその辺は僕は理解できませんが、これは非常時になくってはならないための一つの情報手段ではないかなと考えております。先日も、防災訓練がありました、上山議員の質問にもありました。それぞれが自覚を持った中で、自分を守っていく手段をしていかなあかんということ、当然、町民の皆さんも理解をしていただかなあかんとは思いますが、こういう機会を通じて、何のために、これを設置するんだということも理解していただきながら、また、これを設置していただくことによって、こういうことが防がれるんだということを周知していただくことが、大切ではないかなと考えております。

いま一つ、周知の方をもう一度、再度取り組んでいただきまして、4月には、この数字が、また10%、20%ふえるように努力がいただければと考えております。

以上で、質問を終わらせていただきます。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） ごみの問題でございますけれども、今までも府の指導がありまして、丹後一円で旧1市10町の範囲で、大きなものを一つということでもございましたけれども、それらのことも含めて、与謝野町だけではできませんので、こういう研究会の中で、今、早急な、いろいろなデータを集める中で、この22年度中には方向性をきちっと出していただけるもんだと思いますし、我々も、それぞれ出していかなければならないというふうに認識しておりますので、そうした中で、熱溶融炉についての、先ほどお話がありましたけれども、いろいろとやり方によってメリットがあったり、デメリットがあったりいたしますので、それらも含めて、財政的な面も含めて、今、研究をしておりますので、いましばらくお待ちいただきたいと思っております。

それから、先ほども申し上げましたけれども、今回の情報化につきましては、再三、いろいろな広報を通じたり、あるいは出向いていきまして説明会を設けたりしておりますけれども、なかなか実際に借りた家にお住みの方だとか、いろいろな事情がありまして、100%行き届いていないというのが現状でございます。それらが1軒でもつないでいただけるような努力というのは今後もしていかなければならないと思いますし、いろいろな手段を使って、広く、今後におきましても広報はさせていただきたいと思いますし、また、いろいろな困った方がありましたら、そういう情報も役場の方にお知らせいただきましたら、すぐに対応がさせていただきたいと思いますので、議員の皆さんのご協力も、ぜひよろしく願いいたします。

議 長（森本敏軌） これで、家城功議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。午後1時30分再開します。

（休憩 午前11時59分）

（再開 午後 1時30分）

議 長（森本敏軌） 休憩を閉じ、一般質問を再開します。

次に、5番、小林庸夫議員の一般質問を許します。

小林議員。

5 番（小林庸夫） それでは、議長のお許しを得まして、通告により町長に対しまして、またかと思われるかと思いますが、経済力の立て直しに、町はどんな役割を果たされるのかということで、疲弊しています、この町の産業経済活性化につきまして、とりわけ人材育成について、一般質問をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

いよいよ1カ月後には、町長選挙、町議会選挙が執行されます。旧3町が合併いたしました4年前は、新しい町に対する期待感や希望などが、町民の皆様や私どもにも、ふつふつと感じられる雰囲気がかしこにありました。それからあつという間の、この4年間、振り返りますと政府の三位一体改革に始まり、リーマンショックによる世界的に膨張した金融システムの崩壊など、内外ともに近年にない大変大きな変動の中にあつて、与謝野町の事業実績も学校の耐震化事業でありますとか、上水道下水道整備、町道の明石香河線、岩屋川線などの整備改修、また、介護施設の拡充でありますとか、シーサイドパークの公園整備、あるいはデジタル化に向けての光ファイバー敷設、町営バスの運行、また、住宅改修資金の補助など、国や府の補てんがあるとは申せ、生活環境の整備につきまして、一定の合併効果が大きく出ているものと評価できると思います。

しかしながら、町の方々とお話いたしましても、他の議員も指摘されておられますように、住民感覚というものが、それだけでは、いま一つ十分納得しておられるようには、残念ながら感じられません。自治体財政につきましては、自主財源を、はるかに超える国や府からの交付金や借入金などで、何とか収支バランスが保たれるという、非常に恵まれた仕組みの中で運営されておりますが、民間事業所、自営業者などは余りにも経済的な落ち込みが長年にわたり続いており、お話ししてございしても脱力感、無力感が感じられ、まことに憂慮すべき社会情勢となっております。

しかも若い方の安定した職場というものが、この近辺には非常に少ない。仮に勤め口がございまして、給与面でなかなか期待されるだけのものがないという状況のようございまして、ま

た企業に結びつくエネルギー不足など、これは当与謝野町のみならず、本当に夢と希望が持てない環境が長期にわたり続いておりますことは、今さら申し上げるまでもなく、皆様よくご承知のとおりでございます。行政側も、これが何とかフォローできないものかと、利子補給でありますとか補助金など、金融面での施策は、各種講じていただいておりますが、現在は、そういった金融支援のみの段階では解決できないほど深く厳しいものがあると申し上げても過言ではございません。

町内の事業所、あるいは自営業者の割合は、昨年の事業所統計によりますと、全世帯の約20%、給与所得者など、ほかの方が約80%の、構成比率からして産業振興に関する予算配分も少ないのかとも思われますけれども、給与所得者ばかりに甘えることなく民間事業者にも、もう一度元気を取り戻していただくことが、この町の活性化に必須のことであると言えます。かつては地場産業と言われる織物業が域外からこの土地に経済力を運んでまいりましたが、現在では域外からの経済力の大きなものは、年金といっても過言ではございません。高額な年金なれば言うことはございませんが、国民年金が主たる現状では、消費にも振り向きようもなく、家の補修もままならず、生活することが精いっぱいの実情であります。

町長は、引き続き与謝野町のトップとしての役目を担う決断をされたようでございますが、行政に関するもろもろの運営も、もちろん大きな役目と存じますが、与謝野町という町みこしを担いでいます住民の疲弊を、このまま現状に任すままにされるのであれば、若い方々は職場を求めて町から離れるのは当然のことです。その結果、少子高齢化の流れにますます拍車がかかることは実情であり、猶予できない社会環境であると言えます。合併した町民の希望を育てる道は何といっても経済力をどうつけるのかに尽きると私は思います。

以前、実施されました、まちづくりアンケートでもですね、自然環境はすばらしいが、働く場所がない、新たな産業おこしの支援と雇用の確保を望むという項目は飛び抜けて高い数値が出ております。介護施設など福祉政策も喫緊の課題ではございますが、町の経済力という基礎体力がないままでは、きょうまでの借入金の返済問題を初め、住民サービス拡充など、行政として次から次へと手がけねばならない懸案事項に対しての対応が難しいと言えるでしょう。

そして、今、盛んに地方分権でありますとか、地域主権という言葉を目にいたしますが、言葉をかえて言えば、自治体に自主的な施策をゆだねると、もっと端的に言うなれば、自治体間の競争であり、頑張ったところは、それなりの結果が出るものであるということだと思っております。

5年後、10年後を見据えた次世代の育成に焦点を絞って、商工会とも、もっと協力を連携を持っていただいて、もっともっと勉強してもらいたい、資金投入も図れるべきだと思います。総合計画にも、これらのことがうたっておりますが、残念ながら、いまだ見えるところまでには至っていないようでございます。

町長は、12月議会の最終あいさつで、次は人材育成に努めたい旨申されましたが、どういった意味での人材育成なのか、前置きの話は長くなりましたが、私は経済力立て直しのためということに絞って、以下、質問をさせていただきたいと思っております。

①として、地域の経済力活性化に向けて、指導力を発揮される人材育成が非常に大切であると考え、そのための関係分野への職員の出向は考えられないものかどうかということが一つ。

二つ目に、与謝野町のきょうまでの、こういった産業経済関連の調査報告書を見ましても、優

位なコーディネーター、いわゆる指導者の必要性が指摘されておりますけれども、1年間そういった人を町で確保する、やってみるといことはできないものか、お尋ねしたいと思います。

②としまして、そして頑張る個人個人の育成、そしてまた、私たちの意識改革への教育投資が、将来に向けて最優先だと思っておりますが、町長の考えておられる人材育成の中身をお尋ねしたいと思います。その中できょうまで定期的なセミナー開催など申し上げてまいりましたが、なかなか日の目を見ておりません。商工会の意向をお聞きいたしましても、予算的にとても無理というようなこともお聞きいたしております。新年度予算で500万円、あるいは1,000万円ぐらいに、人材育成に焦点を絞った、思い切った投資配分はできないものか、担当課でできないようでしたら、商工会に託されるとか、アベリスツイスもいいですが、これらの人材育成の方が町民のための喫緊の重要課題であると私は強く申し上げたいと思います。

二つ目に、利子補給などの金融支援は除いて、各種いろいろなアドバイス制度を設けていただいておりますが、利活用がいま一つのような感じにお聞きいたしております。この原因はどこにあると見ておられるのか、また利用促進の対策をお聞きしたいと思います。

③としまして、経済活性化に向けて、担当課の職員の皆さんも一生懸命頑張っていただいておりますのでございましょうが、住民感覚といま一つ乖離しておるのではないかと案ぜられます。その意味から、現在の商工観光課の名称を産業振興課というような衣がえされて、心機一転頑張っていただきたいと思っておりますと申し上げ、1回目の質問といたします。

議 長（森本敏軌） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 小林議員ご質問の経済力の立て直しに、町はどんな役割を果たされているのか、人材育成についての1点目、地域活性化に向けて指導力を発揮される人材育成についてお答えいたします。

非常に重要な課題とは認識しておりますが、職員の出向やコーディネーターの確保について、いずれも共通して言えることは、業界も複雑で多様化している状況の中、どの産業分野に焦点を絞り、アクションを起こしていくのかを十分議論する必要があるというふうに考えております。

職員の出向による取り組みは、短期間では、なかなか事がなし得ないものと考えられますし、コーディネーターの確保についても、町がアクションを起こすのではなく、既存の制度や身近な環境を活用した民間の取り組みの方が即戦力につながるものと思っています。と申しますのは、町の施策として、人材の育成支援制度を設けておりますので、その活用により企業内の人材のスキルアップも図れますし、商工会のエキスパート派遣制度の活用、さらには京都産業21が開催しますセミナー等、人材育成を図る環境は十分整っているものというふうに考えられるからでございます。

町が中心となって、直接、その役割を担う環境づくりとのお考えかとは思いますが、現段階では、それぞれの企業において、現行制度を活用していただき、即効性を重視した取り組みを進めていただきたいというふうに考えております。

次に2点目の、頑張る個人個人の育成、意識の改革への教育投資が最優先と思っておりますが、具体的な考えを問うとのことでございますが、先ほども申し上げましたが、丹後管内での人材育成の環境は十分整っているものと認識しておりますし、さらに足を伸ばして、中丹や京都市内でもさ

らに充実した人材育成の環境が整っております。

商工会への委託も考えられますが、人材育成も分野が幅広く、みずから、その環境に積極的に飛び込まれる企業に、また人に応援を行うことが、投資効果も大きいものというふうに思います。

次に、いろいろなアドバイス制度があるにもかかわらず、利用者が少ないと聞く、この原因はどこにあると見ておられるのかということですが、利用促進の対策は、についてのご質問も同じお答えになるかというふうに思います。業界が求める制度は多種多様であり、その面からは利用しにくい部分もあろうかというふうに考えますが、担当課に聞きますと、積極的な企業はいろいろな角度から制度を活用し、人材のスキルアップを図っておられるが、特定の企業にとどまっている状況で、活用されない企業は、それを求めておられないことも一方ではあるというふうにお聞きいたします。

人材育成は、だれがだれのために行うかが重要なポイントというふうに考えますので、現状の制度を一層利用していただけるよう、引き続き多くの意見を伺いながら、改善に向けて進め、組み立てたいというふうに考えております。

最後に、現在の商工観光課の名前を産業振興課に衣がえして、課題を与えて心機一転頑張りたいという思うがとのご質問でございますが、私の思いは産業振興課でくくることは、商業、観光、農林業、すべてを所管するということになるというふうに認識しておりまして、商工観光、農林業分野は町の活性化を担う重要な産業分野というふうに考えますので、所管分野を明確にして、業界の皆さんとの細やかな連携が図れるよう、現在のところは現行の体制で進めたいというふうに考えております。

甚だ、意の尽くさない答弁でございますが、1回目の答弁とさせていただきます。

議長（森本敏軌） 小林議員。

5 番（小林庸夫） 答弁いただきましたけれども、今、町長のご返事がございましたように、甚だ、もう一つ意に沿わないというんですか、打てば響く、そういった答弁がないように私は思っております。

昨日の多田議員の一般質問でも、町長のお答えで、これは今までから町長のお答えでございますけれども、住民の方のアイデア、また、こうやっていこう、こうしたい、それに応援したいと。それはよくわかるんです。だけど、今も業界がコーディネーターお願いするにしても、業者はわからないとかいうことでございますけれども、一つの焦点を絞って、こういうことでやりたいというところがわかる人は一歩踏み出しておられる方で、それはそれで僕はいいと思うんです。それは、もうその人の努力で、それからまた扉が開けていこうと思うんですけれども、その扉が開けない。どうしたらいい、まだ何もわからない、そうかて、このままでいけないと、いわゆる今のままの仕事をやっていくわけにいけない。何か新しいことに、やっぱりこれだけの時代の大きな変革の流れの中で、何が、この土地において自分の資金力なり、そういったような形のもとで、こういう環境に応じたことで、何がいいだろうという悶々とした思いが大部分の方だと思うんです。その人たちにフィットする、いわゆる行政側の、上手にうまく表現できませんけれども、やっぱり指導力が、行政の指導やなしに、そういう人を託していただくということが大事じゃないかと、私はそう思って、それをせんだって振興局へ行って、ちょっといろいろとお話ししてたんですけれども、そういった人の資金の利用、町がそういう人を1年間契約した場合にあるかと、

何かバックアップでありますかというたら、いろいろな制度がありまして、それは何とか対応させていただきますということをお聞きしたんですが、地域主権というか、地方分権でございますが、だんだん政府も、各地方に、それぞれ、あとはあんた方でやってくださいという方向に流れていっていることは、町長もよくご存じだと思いますけれども、やはり町の何にするにしても、やっぱり経済力が活気を呈しないことには、どうにもならないということは、もうどなたも感じておられることだと思っております。そういった意味で、いわゆるそういう、どういうんですかね、業界絞られる段階まで到達するまでのアドバイスと、そういう一つのコーディネーターが僕は必要じゃないかと思っておるようなことでございます。

せんだつても、日経に関西大学の太西正曹教授が載っておられて、ごらんになった方もあると思いますけれども、いわゆる全国の自治体なり、そういったところに依頼を受けて歩いておられるようなことでございますけれども、やっぱり経営感覚にすぐれたコーディネーターが、その地域に、やっぱりまとめて引っ張っていくということが、その地域づくりの大きな大事なことになる、民間に任せる、何かあったら言うてもらったら反応しましょう、お答えしましょう。それでは、いわゆる伊藤議員も申されておられましたけれども、やはり待つだけではなしに、住民の中に、こういう施策がある、こういうものがあるとかいう、どういふか、そういう町政懇談会が、毎年、町長やっておりますけれども、いわゆる産業、経済、そういう仕事のことに關しての出前講座のようなことを、商工会とタイアップしていただいて、そういう中で、いろいろな気さくに話す、そういうことが、僕が行政側にも必要じゃないか、このように私個人思っておるようなことでございます。そういう中で、例えば1年間、商工会でしますと、参加者も少ないので、なかなかセミナーかって大変だとおっしゃっておられましたけれども、僕は3人でもいいと思うんですわ、5人でもええと思うんですわ。とにかくだんだんそういう、重ねることによって、また、口コミで、そういうのが広がっていくという、そういう意味の、やっぱりどういふんですかね、町の方向性というものは僕はあってもいいんじゃないかと、このように思っておいて質問をさせていただいたようなことでございます。

まず、一つその辺を町長、思いをお聞かせいただきたい。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） 小林議員さんが、本当に真剣に訴えておられる。また、腹立たしい思いをしておられるのは、ひしひしと私自身も感じるわけでございます。今、こういう経済状況の中で、民間の方も当然ですし、我々行政を預かるものも同じような思いでございます。やはりそういう中でも、この地域を何とか活性化していきたい、それは経済力の立て直しということもあるでしょうし、そのために短期的なもの、あるいは中期的なもの、長期的なもの、これは考えていかなければならないでしょうし、そのこととあわせて、その人をつくっていく、あるいは、それよりも、今ある人材、あるいは今ある財を生かしていくということが大事だろうかというふうにお思っております。何事始めるにも遅いということはないので、今までもそうした思いで与謝野町にある。いろいろな財を、何とかそれに光を当てていく、また、その人たちが頑張ってもらえる。そういう施策を打ってきているわけでございますけれども、そのことが多くの方にぴたっといくものではない。そういう部分も否めない事実があるかと思っております。だけど、そうした思いを町としても、できるだけ受けとめるべく努力はしてきているつもりでございます。

町の役目というのは、やはりこの町にあるいろいろな財を、宝を磨きをかけて、あるいは、その生かしていくことが町の役目だと思いますので、そういう観点からいろいろな施策の中で、町民の皆さんが望まれる中身に、いろいろ四苦八苦しなながら、アイデアを出したり、あるいは皆さんからのいただいたアイデアを具体的に進めていこうということで、一つの計画として観光振興ビジョン、あるいは産業振興ビジョン等をつくり、それに今後はアクションを起こしていこうという、そういう段階まできているというふうにご理解がいただけたらというふうに思います。

何もしてないわけではなしに、やはり、それがうまく回っていかないことに対するいら立ちではないかなというふうに思いますし、そういう意味では、いろいろと業界の方たちからも話を聞かせていただき、商工会からもお話を聞かせていただき、やりたいと言われることについては、町は随分支援をさせていただいてきましたけれども、やはり、それがうまく効果的に生かされていないという意味では、もう少し工夫が必要かと思えますけれども、先ほどおっしゃいましたように府も、また町も、そうしたことに取り組めるような環境は整えてきているつもりです。あとはやはりやろうとする方の意識、そういう熱意を具体的に進めていけるような、手だてを業界も我々も一緒になって考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

個々の方を育てていくということは、これは非常に難しいですけれども、意識を変えていただく、何にもない、あれもない、これもない、これもできない、ないないではなしに、そのない中で、じゃあこれもできるじゃないか、これもできるじゃないかという発想を若い方にも、あるいは頑張ろうとしておられる方にも、ぜひ持っていただきたいなというふうに思っております。

このごろ、いろいろなこういう状況ですので、テレビの中でも、この不況の中でも、元気にやっておられる方の意見を聞いてますと、不況こそ、これはチャンスだと言われたり、あるいは、ないからそれを、変わるものをつくっていこうという力が出てくるんだということですし、いつまでたっても、ないない、できないということは、町自身も、これは同じことが言えると思えます。町にはこんだけしかない、お金がないでは困るわけで、町の職員も含めて、そこをどう乗り越えていくか、お互いに踏ん張っている人たちと力を合わせて乗り越えていくという、そういう意識改革、意識を持っていただくということが、何事を始めるんでも一番の大事なことだというふうに、私は思っております。そうしたことを気づいていただく手だてをさせていただくのが、一つは行政の役割ではないかというふうに思っております。

議 長（森本敏軌） 小林議員。

5 番（小林庸夫） 今の町長、意識改革ということを申されましたけれども、その意識改革をね、やっぱり個々の方々もじっとしておられるわけではなしに、やっておられるんですけれども、やっておられるんですけれども、その焦点が絞り込めないと、いわゆる今の仕事をしながら、このままでいいのか、あるいは、ほかのことにも手がけるべきかとか、いろいろなことを、もやもやした思いでやっておられる、そういう意識改革をもう一つ確固たるものに、形あるものにするためには、一つのやっぱりどういうんですかな、継続的なやっぱりフォローが要るんじゃないかなと、このように思っております。

いわゆる今度、光ファイバーも引いていただきましたので、ホームページでもいいんですけれども、これからもしようと思ったらできると思えますし、そういったことも含めて商工会ともタイアップして、きょう現在もやっただけでございまして、なおかつ、そう

いう環境整備ができたわけですから、そういったことでありますとか、いろいろとあると思うんです。インターチェンジもオープンになれば、また車の流れも、人の流れも多くなってくると思いますし、いろいろなことで決して暗い話ばかりじゃないんですけれども、そういう中で、やっぱり一つの頑張っていこうという、一人ずつの思いが形になる、そういう形が一つの事業所の増加になると思うんですが、その事業所が総合計画と、ベンチマークで見ますと、平成17年には2,331あったんですが、昨年は1,895ということを経務課の担当の方から聞いたんですが、平成17年の2,331は、平成24年の計画では2,331を維持するという目標ですが、既に2割減になってるわけですね、これをこういうことですから、本当にいわゆる税収も、法人の2割減、12月議会でも補正ございましたけれども、すべて、そういうダウンするという形の、何とかやっぱり踏ん張る、人をふやしてもらおうという、それはやっぱり行政側も真剣になってやっぱりお金をかけない方法で、やっぱりそういうことができる方策を考えて取り組んでいただきたいと。考えるだけではなしに取り組んでいただきたいと。

町長も、今、ピンチは大きなチャンスということをおっしゃいましたが、本当にそのとおりでございますし、いわゆる町民と協力して、町長は与謝野町のセールスマンとして、トップとして、町民を何で飯食わすか、そんなおこがましいこと、あるんかもわかりませんが、そのぐらいのやっぱり気持ちを常にお持ちいただいて、やはり一つ頑張りたいということをおっしゃって、3回目の質問を終わります。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほども申し上げましたけれども、小林議員さんがおっしゃるように、今、何、どういう仕事をしたらいいのか、あるいはまた、何に絞ってやっていけばいいのか、非常に不透明な中で、そういうことで迷っておられたり、心配されたりしている方がいるかというふうに思います。そういう意味では、決して町は知りませんということではなしに、商工会を通じてでも、あるいは、商工観光課へでも、仕事をあっせんしてくださいということにはなかなかないというふうに思いますけれども、やっぱり考え方として、こういう補助制度がありますよとか、あるいは、こういう仕事もありますよという、職種だとか、中身によって持っている情報を、大変たくさんあると思いますし、それを生かしていただくためにも、ぜひ個々であっても、いろいろな相談がけを、特に商工会関係だったら商工会に持っていただきたいといますし、地域での活性化、あるいは地域でのいろいろなことをされようとされている方は、それぞれの担当課にやっぱりいろいろなことを提案していただくなり、協力できる部分があるのかどうか、ぜひ聞かせていただきたいなというふうに思います。

せんだって、12月の定例会で、今田議員さんから企業誘致した企業を周って見られたかというお話がございましたので、全部は周りきれませんでしたけれども、重立ったところを周らせていただきました。

それぞれ、大変きばっていただいております、厳しい状況の中で、次の人を育てながら、それも親会社から研修生として派遣させて、そして勉強させてという、育成をしながら仕事をやっておられる企業もありましたし、また、今まではいろいろと新しい機械を導入して、そして、やっていかないと追いつかないということで、どんどん設備投資をしたけれど、技術開発の方が早くって、それに追いついていかない。そうなら原点に戻って、もう手づくりでやっていこうとい

う方針に変わったんだというふうにおっしゃる企業もありました。それぞれの企業、頑張っておられます。そういうお話を聞くだけでも、非常に我々にとっても勉強になりますし、そうした情報についても何か起こそうとしている方、あるいは、そういう方にも町としてもアドバイスができるんじゃないかなと思いますし、今ある企業、機も、産業でいえば農業も、そして工業の方も、今ある、そうした企業なり工場なりが、もうこれ以上少なくならないように、まず、そこが頑張ってもらえるところに町は集中的に力を入れたい、それと地域の活性化のために、いろいろと事を起こそうとしている方たちには、やっぱりその頑張りには応援がしたいなというふうに思っております。

その具体的に、どうこうということにはなかなかありませんが、一つの方針として産業面、あるいは経済面というならば、方向性が示されましたので、町としては、それを具体的に進めていくことを今後やっていきたい。その中には当然、人も大事な宝でございますので、そういう人を育てることに目向けながら、やらせていただきたいなというふうに思っております。

5 番 (小林庸夫) 終わります。

議長 (森本敏軌) これで小林庸夫議員の一般質問を終わります。

次に、1 番、野村生八議員の一般質問を許します。

野村議員。

1 番 (野村生八) 日本共産党議員団の野村生八です。

私は、通告に基づきまして、医療の問題について町長に質問いたします。

お金のあななしで、命に格差がつくられています。また、京都北部は医療過疎と言われております。住んでいる地域によって、助かる命が助からない、こういう事態が広がっています。今、北部の医療は、すべての面で深刻な事態を迎えており、このまま放置すれば医療崩壊に向かって進んでいくと、こういうふうに思っています。

また、高齢者に重い負担を押しつけ、年齢で医療を差別する後期高齢者医療制度、こういうことは直ちに廃止をすべきです。政府は公約を破って、これを4年間も先送りにしました。そのために、与謝野町では4月から保険料が5.1%も上がり、高齢者の暮らしを一層脅かす、こういう事態になっています。

命の格差はあってはならないことで、格差をなくす、縮めるために力を尽くすことが求められています。

憲法25条では、国は国民にすべての生存を保障する義務があることを明記をしています。だれもが安心して、どこでも必要な医療が受けられる。こういう社会や町にしてほしい。この町民の願いにどうこたえるが問われています。この問題には、私は大きく三つの課題があるというふうに思っています。一つは、保険税の問題。二つには、医療費の問題。三つには、医師確保など、医療体制の問題です。

まず、保険税では、何と言っても高過ぎる国民健康保険税の問題があります。国保税の負担は全国的にも収入の13%にも達しています。

例えば、収入300万円の人であれば、40万円にもなります。勤めている人の健康保険の本人負担、約6%と比較しても、いかに弱い立場の人でつくられている国保税が反対に高い、このことは明らかではないでしょうか。そのために払えない人が急増しており、全国平均でも収納率

は90%を切って、88.35%にも下がっています。しかも、来年度、国保税を大幅に引き上げざるを得ない、こういう自治体が今ふえています。このままでは国民健康保険制度、このものが崩壊しかねない事態に向かっているのではないのでしょうか。この最大の原因が、国が負担を減らしてきたことにあることはもはや明確です。

1984年には49.8%だった、約50%だった国庫負担が毎年減り続け、2007年にはついに25%にまで下げられてしまいました。そして、国と企業の負担が減って、家計の負担、そして自治体の負担がふえてきています。長年の自民公明政権によって進められた社会保障の負担増、構造改革路線の結果であることは明からず。

また、京都府も国保会計への補助金を全額廃止しました。2002年度、約7億2,612万円あったのが、2008年にはゼロ円になりました。国の構造改革の先頭を切って、府民に犠牲を強いてきた、構造改革府政の典型といえるのではないのでしょうか。

そして、この路線の根本的な転換が、今年の衆議院選挙で、国民の意思によって政府を変えることによって明確にされました。この国民の意思に基づいて、今、この路線の転換を抜本的に進めることが、国民の暮らしを守るためにも大切ではないのでしょうか。新しい政府が国庫負担を元に戻すための財源を確保することが求められているというふうに思っています。

2点目の医療費の問題です。これだけ高い保険料を何とか払っても、3割の医療費が必要になります。高齢者の医療費も毎年のように引き上げられてきました。結果、病気になっても病院に行けない事態を生んでいます。保険料を払っているんだから、せめて医療費は本来、無料にすべきだというふうに思います。国として、子供の医療費と高齢者の医療費をせめて、まず無料にするよう。また減額する、こういうことが求められているというふうに思います。

最後に、医療体制の問題です。京都府北部は病院数でも医師数でも、開業医の数でも地域格差が確実に生まれています。特に専門医が減っており、例えば、このままでは脳外科のお医者さんが北部にいなくなるのではないかと、そういう事態も想定がされます。昨年、与謝の海病院の脳神経外科が突然休止になりました。ようやく再開されましたが、まだ緊急体制が確保されたとは言えません。また、例えば、受けたくても受けられない医療、地域医療の格差があります。

T-PA療法、例えば、こういう療法があります。アルクテラーゼという薬を使った、最近話題の血栓溶解療法で、平成17年10月に承認を受けて、治療ができるようになりました。脳卒中など、こういう病気になって、すぐにこの治療を受ければ劇的によくなる可能性があるということで話題になっています。そして、こういう治療が、後遺症がほとんど残らない、ということで話題になっているわけです。しかし、この治療を行うには基準があって、十分な人員と設備を有すること、脳外科的処置が迅速に行える体制が整備されていること、これが国によって基準ということになっています。

したがって、与謝の海病院でも京丹後市でも一切できません。このような地域によって、医療に格差がある事態を早急に解消する。そのために国や府、市町村が、そして、住民や病院と連携して、直ちにに取り組むべきではないのでしょうか。もちろん年齢によって医療に格差をつける後期高齢者医療は直ちに廃止をすべきです。このようなさまざまな課題を抱えている医療問題ですが、今回は4点に絞って質問をします。

第1点は、低所得者の医療費減額、免除制度の徹底を求める質問です。この間、お金がなくて

病院に行けない、こういう相談が寄せられるようになっていきます。こういう人のために国の法律に基づいて、国民健康保険制度に医療費の一部負担金の減額免除、徴収猶予ができる制度が設けられています。この厳しい経済状況の中で、苦しんでいる町民の医療を受ける権利を保障するためにも、今この制度が非常に大事になっています。低所得者の医療に必要な制度としてつくられている制度であり、対象になる人がしっかりと受けられるように取り組むべきではないでしょうか。この制度の利用状況、運営の仕方はどういうふうになっているのか質問をいたします。

また、医療機関でも低所得の人は、医療費を払わなくても診察をしていただける制度があります。無料低額診療事業といって、民法第34条に基づく公益法人や社会福祉法人、こういうところが法人税法に基づいて医療費の支払いが困難な方に医療費減免を行っています。この辺では協立診療所と丹後中央病院と聞いています。

またほかにも、これと同じような制度があります。例えば、府立病院でも、院内減免という制度があります。与謝の海病院にも、これが適用をされています。こういういろいろな制度で低所得者の方が治療がしっかりと受けられる、こういう町にするために、全職員がこういうあらゆる制度を理解して、あらゆる機会に町民が必要な医療を受けられるように、対応すべきではないでしょうか。

2点目の質問は、命にかかわる救急搬送のあり方について質問します。

昨年、与謝の海病院の脳神経外科が休止をしたとき、脳外科医がいなくて手術ができないことがわかっていても、与謝の海病院に一たん搬送してからでないと、手術のできる舞鶴の病院に転送されないと、こういう状況がありました。通常は、与謝の海病院に転送することは当然ですが、命にかかわる事態、一刻を争う事態が救急車の救急救命士によって明らかな場合は、直ちに救命措置ができる病院に運ぶことができる、こういうように変えるべきではないでしょうか。なぜこのことが変えられないのか、実情をお聞きしたいというふうに思います。

3点目に、地域救急救命センターを京都北部、特に与謝野町に設置をするよう京都府に働きかけていただきたいと思います。住んでいる地域によって、助かる命も助からない事態になる。この状況を変えるために必要なのが救命救急センターの設置だと思います。今、全国に219の救命救急センターがあります。京都府下にはわずかに3カ所しかありません。しかも、すべて市内で、府下には一つもない状況にあります。

少なくとも、北部に1カ所は必要ではないでしょうか。しかし、救急救命センターは、どこも赤字であり、京都府の支援がないと設置は難しいと思います。今、政府はこれを小さくした10床程度の地域救命救急センターの設置を進めようとしています。現在の救命救急センターに30分以上かかる地域、ここなら許可をするというふうに言われています。京都北部地域は当然対象になります。北部の中心に位置する与謝野町に、この地域救命救急センターを設置するよう、京都府にぜひ働きかけをしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

最後、4番目に医師配置の偏在を減らして、どこでも同じ医療が受けられるようにしていただきたいというふうに思います。京都北部の医師不足は引き続き深刻になっています。

京都全体では、人口当たりで全国一の医師数になっています。しかし、多くが市内に集中しており、京都府として、どこに住んでいても同じように医療が受けられる、そして医師の偏在をなくする、こういう取り組みが大切ではないでしょうか、そのためには公立、民間、開業医など。

すべての医療関係者を集めて府全体の医療問題の解決に向けた真剣な取り組みをすべきではないでしょうか。北部の医師不足を解決する。このためにはこういう取り組みが必要だと思います。しかし、最近、京都府が設置した京都府医療対策本部は、京都府と府立医大だけで構成されています。これでは地方の医師確保はなかなか改善しないと思います。京都府は、この北部の事態の深刻さを本当に理解しているのでしょうか。医師配置の偏在を減らし、どこでも同じ医療が受けられるように、ぜひ京都府に働きかけをしていただきたいと思います。この4点を質問をさせていただきます。

議長（森本敏軌） 答弁を求めます。
太田町長。

町長（太田貴美） 野村議員、ご質問の医療についてお答えいたします。

まず、1点目の低所得者の医療費減額、減免制度の徹底をとのことでございますが、与謝野町での医療費の減免、減額制度につきましては、恒常的なものとして老人医療事業、重度心身障害者・老人健康管理事業、母子・父子福祉医療事業、それから、障害者福祉医療事業、子育て支援医療事業がございます。これらの制度につきましては、議員もよくご存じと思いますので、内容は割愛させていただきますが、これら制度に該当される方につきましては、担当課から直接、案内を送付しており、対象者全員に行き渡っているというふうに思っております。

また、国保及び後期高齢者医療制度におきましては、限度額証を交付させていただくことで、高額療養費を国保は1カ月の自己負担額8万1000円を町民税非課税世帯については、3万5,400円、後期高齢者医療制度では外来1カ月の自己負担額は1万2,000円、また、町民税非課税世帯については8,000円、入院4万4,400円を1万5,000円としております。

なお、町民税非課税世帯の方が限度額証の交付を受けずに受診された場合は、後日、担当課から支給申請書を送付し返還しております。

一方、あくまで一時的な措置として、一部負担金減免、猶予措置がございます。減免の理由といたしましては、自然災害、事業の休廃止、失業、病気により、収入が著しく減少したことにより、生活が困難となったときに生活保護基準等を参考に減免することが規定されております。

次に、与謝野町国民健康保険税の減額制度につきましては、低所得者対象として7割、5割、2割の法定軽減と、一部負担金減免制度と同様の基準で、本人申請による条例減免を行っております。

後期高齢者医療保険料の減額制度につきましては、9割から2割の4段階による法定軽減を行っております。さらに、本年度は、リストラ減免としまして、自己理由ではなく、会社の都合により解雇、あるいは倒産等になった国保被保険者の国保税の減免を行い、これまでに3回の広報をし、22名の減免措置を行いました。また、このリストラ減免に、残念ながら該当しない生活困窮者の方につきましても、条例減免に基づき4名を減免しております。これら現制度につきまして、今後とも広報誌や有線テレビ等を通じ、わかりやすく丁寧なお知らせに努めてまいりたいというふうに考えております。

ご質問の低所得者の方の医療費減額、免除につきましては、今の制度では、これ以上、補完できないため、社会保障制度である生活保護にご案内をさせていただくことが適当ではないかとい

うふうに思っております。

現行以上の制度となりますと、新たな福祉医療制度を構築するしか方法がないと存じますが、大変厳しい財政事情の折、なかなか実現できないので、現状でありますことをご理解賜りたいというふうに思います。

また、京都府内33の民間病院と10カ所の老人保健施設で、低所得者世帯の医療費自己負担分を医療機関が肩がわりをし、減額か免除する医療費の無料低額診療制度というものがございしますが、これは病院自体の福祉施策として、慈善事業という側面もあり、病院経営にもかかわる問題であることですから、町としては積極的なPRは差し控えたいというふうに思います。

次に、2点目の命にかかわる救急搬送のときは、通常の手順ではなく、命優先の体制についてお答えをいたします。

宮津与謝消防署管内におきましては、患者の救急搬送先は、管内の病院が大原則となっております。理由といたしましては、管外搬送となりますと、長時間となり、医師が乗車していない中で、患者の病状の悪化に対応できないためと聞いております。

ただし、その患者のかかりつけ医が管外の病院である場合や、その病院でしか治療できない特殊な疾患の場合には、その病院に紹介し、受け入れの承諾が得られれば管外搬送をしているというふうに聞いております。

ご質問のように、命にかかわる場合、一刻も早く医師の診断を仰ぐ必要がありますので、救急車で搬送につきましては、管内の病院への搬送に、ご理解を賜りたいというふうに存じます。

救急搬送につきましては、新たな取り組みとして現在、公立豊岡病院を基地病院として、兵庫県、鳥取県、京都府の3府県によるドクターヘリの共同運行が4月中の実施に向けて準備が進められております。

これは住民から消防署へ119番があった場合、呼吸困難、人が倒れた、おぼれたなどのキーワードがあれば、ドクターヘリを要請することができるというものでございまして、ヘリには医師2名、看護師1名が同乗し、与謝野町内であれば、要請から約15分で到着できます。町内に設けられた学校ブランド等のランデブーポイントや、現場で直接応急治療を行い、治療後医師の判断によりドクターヘリ、または救急車で、患者の病状に適した病院に搬送するものでございます。

搬送が目的ではなく、現場での治療が目的の、この事業は、救急医療の地域格差を是正するために大変有効であり、議員ご質問の命優先の体制に、まさしく合致するものではないかというふうに思っております。

4月中の運行開始に向けて、現在、公立豊岡病院の救命救急センター、3府県内の病院、各消防署とヘリ出動要請基準を初め、病院受入体制など、細部にわたり調整をしているというふうにお聞きしております。いましばらくお待ちいただきたいというふうに思います。

次に、3点目の地域救急救命センターを京都北部、特に与謝野町に設置をするというように、京都府に働きかけようについてお答えいたします。

まず、ご質問の施設、救命救急センターであると思いますが、この施設は一般の救急医療施設では、診療することが不可能な重篤な救命患者を受け入れる施設として位置づけられており、度道府県が整備しているものでございます。

このため24時間診療体制を確保するための十分な医師、職員体制はもとより、最新の設備を備え、高度な診療機能を持つことが条件となっております。

京都府内では、現在京都第二赤十字病院、京都医療センター、京都第一赤十字病院の3カ所が救命救急センターとして認可されております。近畿では国立豊岡病院が救命救急センターとして認可されておりますが、府内では亀岡市以北で、この施設はございません。こうした中、丹後地域の救急医療体制としましては、救急告示病院であります府立与謝の海病院が、その役割を一手に担っていただいているところでございます。

当然、与謝の海病院での診療が困難な場合には、ヘリや救急車によって、救命救急センター等への搬送も行っているとのことでございます。

議員ご指摘のように府北部、さらには与謝野町内に救命救急センターの設置ということは、地域医療の格差是正にとっては、大変望ましいこととは存じますが、その施設整備に限定することなく、府立与謝の海病院が医師確保を初めとして、安心・安全、良質な医療の提供が行えるように、地域の中核病院としてのさらなる充実を目指して、近隣市町とも連携しながら、今後とも京都府への要望を続けていきたいというふうに考えております。

次に、4点目の医師配置の偏在を減らし、どこでも同じ医療が受けられるよう、働きかけをということについてお答えいたします。

昨年の4月には、与謝の海病院脳神経外科医が退職されたことにより、休診状態が続いておりましたが、丹後2市2町の総意により、京都府知事への要望書を提出するなど、機会あるごとに要望活動を続ける中で、早期に医師派遣をしていただけることとなり、診療を再開することができました。

この件に関しましては、京都府の対応の早さに大変感謝しているところでございます。しかし、平成16年の新医師臨床研修制度の導入によって、研修医の定員制限が設けられたことや、大病院での研修に限定されたことにより、京都府においては大幅な定員削減が求められております。このことは、この地方にとって、医師不足を一層深刻化させ、医療体制の崩壊につながる恐れがあると危惧いたしております。

大変厳しい環境の中でございますが、今後におきましても、地域住民の皆さんの命と健康を守り、安心して住み続けられるよう適切な医療体制の確立に向け、引き続き近隣市町を初め京都府とも連携を密にし、粘り強く地域の実情を訴えていくことで、地域医療の確保に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。以上、野村議員への答弁とさせていただきます。

議長（森本敏軌） 野村議員。

1 番（野村生八） ありがとうございます。

2回目の質問をさせていただきます。

まず、医療費の問題で一部負担金減免の問題ですが、先ほどの答弁では補完制度としてですね、生活保護ということになれば医療費が要らないわけですから、生活保護基準以下の方は生活保護にというふうに進めているという答弁だったと思いますが、少なくとも現状はですね、生活保護基準以下の方が、生活保護を受けている状況にはないし、受けられる状況にもないという、そういう現状があります。生活保護はできるだけ少なくという、そういう取り組みも国の方でして

現状もあるわけですが、現実には、そこから漏れる人があるわけですね、こういう生活保護基準以下の方が、すべて生活保護が受けられていれば、確かに問題はないんです。しかし、そこには、現状では行きつかないという、こういう中で病院に行けない、受けられない、こういう方が現実にあります。

先日、医療の懇談会をするために、地元の病院に意見を聞きに周ったら、そういう実態があって、治療を受けるのがおくれてですね、深刻な事態になっているという、そういう声も医師の方から聞いているわけですね。だから少なくとも、そういうことが実現するまで、生活保護基準の方がすべて生活保護になるまでの間、少なくとも、直ちに病院に行ける、この補完の制度が生きる取り組みをする必要があるんじゃないかと思います。現在、何人の方が、これは受けられましたか。先ほどの話では、多分ゼロだと思いますが、少なくとも、これを生きる制度に、事業にさせる必要があると思います。京都府はこの間、京丹後市で、この事業をモデル事業として始めました。これはなぜかという、病院の滞納がふえて困るというね、そういう事態にまで広がっているわけですね。したがって、この事業が生きる形にして、それがどういうふうに効果があらわれるのかを試す必要があるところまで深刻な事態になっているのが実情だろうと思っています。再度、そういうところから考えてですね、これが全くされないということではなくて、少なくとも対象になる人は、直ちにそういうことができるように、また病院の方ではですね、先ほど言われた無料低額診療事業をされていますが、これは一定のパーセントをしなければならないということになっているんです。だから、この方が来られると、病院は経営が赤字になるのではなくて、そういう方を患者の何%以上はしなければならないという、そういう規約になっているんですよ。だから、そこに紹介することは、何か病院に悪いことをしているのでも何でもないので、その辺は町の方ですか、病院の方でお願いするのか、適切に、先ほど言いましたように、職員の方に判断していただいて、いずれにしても、だれもが医療を受けられる、このことを保障するために実行ある回答を求めていただきたいと思います。

二つ目にはですね、緊急搬送ですが、先ほど言われたように、特別な場合は、されているわけですから、与謝の海に搬送するよりも舞鶴に直接行く方が、確実に命が助かる、あるいは一刻も早く行く方が障害が少なくて済む、このことが明らかな場合は、これは特別な事情に当たるというふうに思うですね。

例えば、兵庫県の北部も医療機関の再編を進めてまして、前にも言いましたが豊岡病院に集中しているんですね、今。豊岡病院は、先ほど言いました救命救急センターになってますから、そこに集中する。ところが、そこまで行く時間が長い地域があります。その兵庫県から福知山には直搬入されてくるというふうには聞いてるんですね。だから、兵庫県でされているんですから、京都府でも同じように、そういう場合には直接搬送するというね、そういう形に変えるべきではないかと思いますが、その点を再度お聞きします。

それから、救命救急センターについてですが、219カ所ありますが、京都府はわずか3カ所です。これはですね、あまりにも実際少ないと。例えば、近畿で言えば三重が3、滋賀が4、大阪13、兵庫6、そのうちの一つが豊岡病院です。奈良が3、和歌山3、100万人に1人あれば最低基準はクリアしてるんで、確かに京都府に三つあれば基準はクリアしています。しかし、京都市内に三つではですね、いかに、これは少ないというふうに思います。与謝の海にその機能

をと言われましたが、少なくとも今の与謝の海病院には救命救急センターの機能が補完できているとはとても言えないのではないのでしょうか。

前にもですね、私の知り合いが心筋梗塞が運ばれました。4時に病院に駆けつけましたが、カテーテル治療が受けれたのが10時でした。先生は休みの日でも直ぐ駆けつけるところにしか行ったらあかんと、こういう勤務の中で、大変な中で頑張っておられるわけですね。しかし現実には、そういう形で、医師の方に無理を言っても、救命救急という対応はできない事態がやっぱりある。ここに今の北部の医療の深刻な実態があるというふうに思います。ですから、当然、与謝の海病院についても、いろいろな今、思いが渦巻いているわけですが、頑張ってくださいですね、さらに機能を充実していただくという必要はありますが、同時に今、新しい政権で進めようとしている、この地域、救命救急センター、例えば、せめてこういうものでも北部に設置してほしいという、こういう声を府の方に届けていただきたい、頑張ってもらっていますが、6個つくりたいという政府の方針ですが、現実には二つしかできない、確かにこういうのをつくるのは大変ですから、そう簡単にできない課題です。しかし、現実の中で前へ向けて、やっぱりそういう声を上げていくというね、そのことが与謝の海の機能強化にもつながっていくだろうと思いますので、ぜひ町長に、そのことを認識していただいて、取り組んでいただきたいというふうに思います。

それから、最後の医師の偏在ですが、先ほど言いましたが脳外科医は特に深刻でね、137人中、北部にいる脳外科医は10人です。1割にも満たないんですよ。しかも、そういう形で、今、脳外科医が少なくなっていますから、当然1人の医師の仕事量がふえて、もう激務になっていると、一層それが退職といえますかね、やめるという形になっていくという、まさに崩壊に向かっている、一歩手前ではないかというふうに危惧をしています。

ですから、今回も府立医大だけでは難しかったので、日赤ですか、から応援に来ていただいておりますよね、そういう意味では、この府下の、北部だけではないですけども、京都府下の、この医師の偏在をなくすには、やはり府立医大と京都府だけで一生懸命頑張るといって、その頑張ってください姿勢はいいんですが、いうことだけではなくて、あらゆる病院関係者全体で知恵を集めていただいて、力を合わせていただいて、府下全域の医療格差をなくすために、できることを直ちに実行していただくというところに進めていただきたいというふうに思います。これについては、市長会でも区の方に要望を出されてまして、平成22年度予算に対する要望ということで、医師の偏在化の解消について、府内における安心・安全な医療提供体制を確保するためにも、京都府において医師の人事権権限を持ち、府内の医師の配置調整ができるシステムを直ちにづくってくださいという要望書を出されています。まさにこれは府下全域の大きな課題だろうというふうに思いますし、できない問題はないだろうというふうに思っています。これらの点について、再度、質問をさせていただきます。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） 2回目のご質問の1点目の医療費の方の減免についてですが、正直、私よく具体的なあれはわからないんで。そしたら、状況につきましては、保健課長の方からお答えさせていただきたいというふうに思いますが、本当に実行ある方策ということになってきますと、状況を聞いていただいた上でですけども、できるだけ、そうした不公平感がないように、やはりでき

るだけの手だてができるような方法を考えていく必要があるかなというふうに思っておりますし。

それから、直接搬入が兵庫県ではできていると、管内だけではなしにということにつきまして、これらにつきまして、やはり要望していく必要があるかなというふうに思いますし、その辺の内容についても、私も余りちょっと詳しく存じておりませんので、それらについても要望していくべきものではないかなというふうに思いますので、それらもあわせて、この北部の医療環境についての要望を改めてしていきたいというふうに思っております。

それから、救命救急センターにつきまして、確かに北部にない、それだけのものをしようと思えますと設備、それから医師の確保、また、それに対します財源というものが、大変お金のかかることになろうかと思えますけれども、やはり1人でもそうした命が救われることになれば、非常に大事な、重要なことであるというふうに思いますし、公であれ、民間であれ、こういう北部に、そういう救命救急センターの設置を要望していくということについては、強力にさせていただきたいというふうに思っております。

どちらにいたしましても、今、医療の現場も大変な状況ですし、それを一つ一つ解決していくということは、我々1町だけではなかなかできない部分もあります。そういう点では、やはり国や府に対して、やはり我々も声を大にして訴えていくということが大事かと思えますので、それらについては、また町村会等を通じて、要望を上げていきたいというふうに思っております。以上で、不十分なお答えになりましたが、よろしく願いいたします。

議長（森本敏軌） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 野村議員ご質問の医療費の一部負担金減免猶予制度につきましてでございますが、併合しまして実績として、現在ゼロ件でございます。この制度につきましては、法律に基づきまして、町の内規というものを持っております。それにつきまして、町長の答弁にもございましたけれども、一部紹介させていただきますと震災、風水害、火災等による重大な損害を受けたとき、干ばつ、冷害等の農作物の不作により収入が著しく減少したとき、事業の、または業務の休廃止、失業により収入が著しく減少したとき等、法律に基づきまして、収入が激減するというふうな臨時的な措置をもって、税の減免もそうなんです、一部負担金の減免についても、決められております。

そういった中で、この制度のPRにつきましては、先ほどの町長の答弁にもありましたように、今後、いろいろな機会を通じまして、町民の方にPR等もさせていただきますが、議員ご質問の低所得者に対しまして、この制度が当てはまるのかどうか、京丹後市がモデル事業云々ということをおっしゃいましたが、その辺も情報収集させていただき、勉強させていただきたいというふうに思っております。

議長（森本敏軌） 野村委員。

1 番（野村生八） 一部負担金の減免免除というのは、いわゆる医療費の減免や免除のことなんですね。実際に何人かの方、あるいはもっと対象が広がった場合に、いろいろな問題はそら起きてくるのかもわかりませんが、その起きてきた内容を解決しながら、改善しながら、少なくとも、だれもが医療が受けられるというね、その最低の、そこの保障で、一方は生活保護です。生活保護が当てはまらない、あるいは自分で、所得は低いけれども生活保護を受けないと、頑張っておら

れる方が、この地域ではあるわけですね。大体、田舎ではよくあるんですが、そういう方、生活保護じゃない方にとっては、これが最低の保障になるわけですから、ゼロということではなしに、結果ゼロということはあるわけですね。やはりその辺はしっかりと、そこにつながるような相談があった場合に、対応はぜひしていただきたいと思います。民間の病院はさっき言いましたように、頑張って何%以上という決まりもありますから、対応されています。しかし、先ほど言いました府立病院ですね。洛東や与謝の海も同じ制度をつくっています。ここはちょっと違いますが、3,500円以下の分について免除するというね、そういうふうになっているんですが、こちらにも制度があって、案内には出しておると言いますが、1回も使われてないというね、こういう運営がされてるわけですね、今この時期に、こういうことでは、本当にすべての町民の暮らしを守るということにはなっていないわけで、町だけではなくて、あらゆる行政機関がですね、あるいは民間が、力を合わせてやっぱり命を守る、このための取り組みを前進させていただきたいというふうに思っています。きのうの伊藤議員の質問に町長が答えて、だれもが、どこでも安心して福祉が受けられるように頑張ってきたという答弁をされました。そのとおりだというふうに思っています。私も町長になられてから15年間、議員として働いてきていますのでね、そういう立場で頑張られて、一步一步福祉を前進させてこられました。しかし、一方では最初に言ったように、この15年間が構造改革路線が進められた15年間で、国の方では、言いましたように社会保障費をどんどんどんどん減らされて、自治体へも減らされて、町民にも減らされていったというね、だから町が頑張っていく以上に、やっぱり国は力が大きいわけですから、大変な、町民にとっては負担がふえてきている事態になってきているということで、なかなか太田町長が頑張ってきたことが報われないという言い方ではないんですけどもね、目に見える形に、そういう意味での、ならないという面はありますが、少なくともしっかりとストレートに負担が減ってこないような形での努力をしていただいたというふうに思っていますが、しかし、こういう事態の中で、課題は、やっぱりまだまだあるというふうに思っています。介護保険の問題も指摘しましたようにありますし、医療の問題でもあります、引き続きこういう立場で、だれもが福祉や医療が受けられる、そのために町として最低、これは絶対しなければならないという、命にかかわる問題、そういう問題について、最低やらなければならない問題について、率先して、早急に対応していただきたいというふうなことを最後に再度お聞きをしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（森本敏軌） 太田町長。

町長（太田貴美） 姿勢として、本当にそういう姿勢で臨んでいきたいというふうに思います。大変厳しい状況ですけれども、一つ一つ不公平感のないように、安心・安全に暮らせるような、そういう制度にできる範囲で取り組んでいきたいというふうに思っております。

1番（野村生八） ありがとうございます。

議長（森本敏軌） これで野村生八議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

3時10分再開します。

（休憩 午後2時52分）

（再開 午後3時10分）

議長（森本敏軌） 休憩を閉じ、一般質問を再開します。

次に、4番、廣野安樹議員の一般質問を許します。

廣野議員。

4番（廣野安樹） 一般質問に入る前に、まことに申しわけありません。私の下水道整備にかかわる条例で、速やかにと、接続ということを書いておりますが、遅滞なくというように訂正をお願いをいたしたいと思います。

それでは、議長のお許しが出ましたので、通告により一般質問をさせていただきます。私ごとですが、議員として最後の質問となります。本日の質問は過去20年、議員活動とした中で、今までに私が特に取り組んできた案件で、心残りの点について、本日、質問をさせていただきます。

未整備地区の産業の計画はという1点目と、2点目は下水道整備にかかわる現状、今後の取り組みについてお伺いをいたします。

未整備地域産業振興計画は、産業振興は町の活性化に欠かすことのできない、重要な課題であります。現在、産業振興ビジョンが委員会で検討され、最終段階に入っていると伺っております。この地域は丹後ちりめん約半世紀にわたり繁栄をした、私もその起業家の一人として約45年間、織物業を営んできた一人であります。当時は丹後ちりめんは年間1,000万反、西陣からウールの織物が盛んに入ってきて、織機を入れて新しく企業を営まれる方がたくさんあり、その後も西陣から、昭和45年ごろからは帯の賃機屋さんが増加し、岩滝地域においても企業の、その関係産業で働ける方が、人口の約半数おられたように覚えておるわけでございます。

その当時、商工会の資料をいただきますと、加悦町商工会が、一番ピーク時が昭和53年3月31日現在で1,253名、岩滝町の商工会、昭和60年3月31日で799名、野田川町商工会、昭和60年3月31日現在1,382名と、その当時トータルしますと一番ピーク時では3,434人、現在、与謝野町商工会が発足時は昭和20年3月31日現在で1,365名、平成21年12月31日現在では1,204名と、もう既に商工会が与謝野町商工会になりまして、1年間で161名の方が退会をされておるといように伺っておりますし、商工会のピーク時には、丹後ちりめんが、先ほど申しましたように1,000万反を売り上げ、現在では、多田議員の方からありましたように45万反と、激減をしているというようなこともお聞きをしておりますし、先染め関係の、西陣からのピーク時も、先ほど申しましたように200億円から丹後へ入ってきたというようにお聞きをしておるところでございますが、現状では織物産業も疲弊し、本当に大変厳しい状況である中で、どのような産業振興のビジョンを計画されているのか、その中で、次の点についてお伺いをいたします。

1点目は、平成23年野田川、岩滝、仮称でございますが、インターが開通をいたします。与謝野町の交通の流れも大きく変わる中で、石田地域の区画整理内における日本冶金鉄道敷き跡、約1万坪、その鉄道敷き跡は約7,000万円で購入をしております。また石田区画整備事業の設計委託料として7,500万円、トータルで1億5,000万円近い金をかけた、この計画、産業ビジョンの中で、どのように生かされるのか、お伺いをしておきたいと思っております。

2点目、橋立中学校横の平和通りから海岸に出る道路が、整備が現在、行われております。一部本年度に供用開始をされ、23年度には全線が開通すると、海岸通りに多くの方の利用がなされ、その横にあります約7.2ヘクタールの公園整備の中で、1.0ヘクタールの機能用地があ

ります。景観として一等地である、この機能用地の産業振興ビジョンは、どのようにされるおつもりなのか、お聞きをしておきたいと思います。

3点目、石川地内で検討されている大型量販店、プラントの計画があります。産業振興ビジョンの中で、どのように計画をうたわれるのか、また、土地地権者とプラントとの土地利用状況は今後どのようになるのか、地権者は、プラントがもしも撤退した場合、町はプラントと地権者の中でかかわりがあるのか、この点をお伺いしておきたいと思いますし、以上3点は与謝野町産業拠点として、最適地と理解していますが、ビジョンに生かされる計画となる答申を要望しますが、町長のご所見をお伺いをいたします。

2点目、下水道問題について、私は一般質問で平成20年3月の定例議会で一般質問をいたしました。特別会計での質疑も、何回も、この下水道問題で質疑をいたしております。その中で下流に生活する者の立場になって早期に理解を願い、雑排水の接続を願ってやまないし、町の条例を決めた者が条例を守らないで、町がよくなるはずがないというように質問もさせていただいております。いまだ職員さん、議員の中に下水道の接続ができてないと聞いている。下水道は条例で排水設備の設置義務で、各家庭に下水道の管が、すなわち接続が可能になったら、遅滞なく接続する、旧岩滝町では、条例では速やかに接続するという条例があったわけですが、町長初め職員は、この条例を提案し、議員は、この条例を審議し、可決し、決定したものであり、職員や議員は、この条例を守る義務がある。また町民に対し、率先して指導する立場にあると私は思います。そうしたことを忘れてはいないのか、接続できてない場合は、公共下水道管理者は、すなわち町長は、水洗便所に改造すべきことを命ずることができると、条例でうたわれていることを、町長はご認識されていると思います。

認識は、十分ご確認をさせていただいております。ただし、条例11条の3項に当該建築が近く撤去される、または移転される場合は、この限りでない、また資金到達が困難な事情があるなど、相当の理由がある場合は、この限りではない、条例で決められております。職員や議員は資金の到達が困難という理由で、改造ができないことはないと思います。現在、住宅改造についても、経済危機対策費補助金交付などが行われているなど、改造について融資制度もある中で職員、議員が条例を守らないことは許されることではない。

今までにも、私は下水道問題で多額の整備費、現在まで約160億円もの設備費を投入し、施設整備を行っておるのが現状であると一般質問でも申し上げてきました。また、下流、岩滝地域の方は、阿蘇海の汚濁の問題、大変苦慮されていることも申し上げてきました。脱排水の接続だけでも早期にお願いをしてきたものであります。このように、たび重ねお願いをしてきました。今回も、この場に立ってお願いすることはありません。もし、議員の中で、現在も未接続の方がおり、今回、議員に立候補を考えておられる方は、まず条例を一度知っていただいて、十分ご検討を願いたいと、自分たちが決めた約束は守る立場であるということを再度認識していただきたいと、強く要望して、今後の取り組みと現状についてお伺いし、壇上からの1回目の質問とさせていただきます。よろしくお伺いいたします。

議長（森本敏軌） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 廣野議員ご質問の1番目、未整備地域の産業計画はとのことで、3点のご質問で

ございますが、初めに産業振興ビジョン策定委員会では、土地利用についての議論は行っていただいておりますので、三つのご質問すべてに共通して生かされていないということを冒頭に申し上げ、ご質問にお答えしたいというふうに思います。

まず、1点目、石田地域の区画整備内における日本冶金鉄道跡地の利用はどのようになるのかでございますが、石田地域にあります、日本冶金鉄道跡地につきましては、約3.3ヘクタールの面積がありますが、細長い土地のため、利用価値が乏しい状況でございました。このため旧岩滝町時代に、区域面積10.6ヘクタールの区画整備事業を計画し、保留地処分を行うことにより、事業の採択制を図り、地域の活性化に期することとしておりましたが、地価の下落などにより、計画が中止状態となっております。この土地が成形されれば、将来の土地利用に非常に有効に働くと思いますが、日本経済も先が読めない不況の中、土地の価格が上昇するとは考えられませんので、今後の動向も十分把握しながら、まずは地域の窓口であります石田地区土地区画整備事業推進委員会と協議を行い、その是非を確認したいというふうに思います。

次に、2点目の海岸道路に面する土地機能用地の利用は、産業振興ビジョンで生かされるのかでございますが、現在、議員もご承知のとおり、阿蘇シーサイドパークにつきましては、阿蘇シーサイドパーク整備計画設計審査委員会に図りながら事業を進めているところでございます。このような中、昨年度の会議におきまして、公園部分に引き続き、都市機能用地につきしても審議をお願いすることとなりましたので、今後の審議の中で産業振興に活用した利用について議論がなされるかもしれませんが、産業振興ビジョン策定委員会では、土地利用についての議論は行っておりませんので、現時点では切り離して考えていくことになろうかというふうに思います。

次に、3点目、石川地域内で検討されたプラント計画は、産業ビジョンの中でうたわれる計画か、また、この計画の中で地権者とプラントとの土地の利用状況は、今後どのようになるのかでございますが、商業活性化の分野では、大型店対策について議論されておりますが、個別のプラント進出計画についての議論はされておられません。プラント出店計画は企業サイドの計画でございまして、町としましては、秩序ある進出を終始訴えてまいりましたので、その動向を見守る状況になっております。地権者とプラントとの土地の利用状況は、今後どのようになるのかでございますが、結論から申し上げます、当初計画では、大店立地法方や京都府が策定しました、地域商業ガイドラインの基準から判断し、出店ができない状況にあり、現時点で出店を進める場合には、店舗の床面積を1万平方メートル以内に縮小しての計画変更が必要となりますので、規模縮小により、地権者であった方が地権者でなくなることも予測されます。

次に2番目、下水道整備にかかわる現状、今後の取り組みはについてお答えいたします。

最初に下水道の役割について簡単に説明をさせていただきます。下水道初め農業集落排水、合併浄化槽の汚水処理施設は、生活環境の改善を図り、健康で快適な生活を送るだけでなく、人が生活する上で、汚した水を浄化し、その放流先であります川や海の水質を保全するという、大変大切な役割を担っております。しかしながら、せっかく下水道を整備しましても、町民の皆様に接続していただかなければ、何の役にも立たないこととなり、私たちの大切な財産であります、きれいな川や海を守ることもできなくなります。平成20年度末における与謝野町全体の普及率は86.4%、接続率は60.6%であり、5割を超える町民の皆様が下水道等をご利用いただいております。

さて、本来に戻りまして、下水道法では供用開始後3年以内に接続することが明記されております。しかしながら、下水道に接続されなくても、直接的な罰則規定がないことから、町としてはお願いするしかないのが現状であります。確かに議員が申されますとおり、法律を守るべき行政に携わる職員が法律に違反した状態にあることは、問題であるというふうに認識しております。町といたしましては、下水道接続に向けて、個別に指導するなど、改善に向けて努力しているところでございますが、世帯主でなかったり、借家であったりと、個々の事情により町職員の接続率が100%とはなっておらず、未供用区域に居住する職員を除いた接続率は約79%でございます。

しかしながら、この数字は町の全体の接続率60.6%より、はるかに高いということを考えますと、町職員だからこそ接続しなければならないという、そういう意識のあらわれではないかとも受け取れるわけでございます。

また、先ほど申し上げましたが、未接続の職員は世帯主でなかったり、借家であったりという職員がほとんどでございますので、本人の意思だけではどうしようもない、大変難しい面もありますが、引き続き世帯主さんや大家さんも含めて理解を求めていかなければならないというふうに考えております。

さらに現在、建設課で実施しております住宅新築改修等補助金交付制度が下水道接続工事も適用できることを大きなチャンスと考え、職員の下水道接続率100%を目指したいというふうに思います。

次に、議員の皆様についてですが、まず、現状報告させていただきます。全議員18名中未供用区域にお住まいの議員が4名、供用開始後3年を経過した区域にお住まいの議員が14名でございます。接続率としましては70%強となり、先ほど申し上げました町内全体の接続率60.6%より、はるかに高い率となっておりますことをご報告するとともに、個別にお名前を出すことは差し控えさせていただきますが、この場をおかりいたしまして、心当たりの議員におかれまして、ぜひとも接続していただきますよう、お願い申し上げます。

いずれにいたしましても、町として水洗化率100%を目指して、今後も努力してまいりますので、議員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、廣野議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

議 長（森本敏軌） 廣野議員。

4 番（廣野安樹） はい、ありがとうございます。

石田の区画整備事業につきまして委員会、また、設計審査委員会等で結局、阿蘇シーの機能用地の検討には、その委員会でやられるということでございますが、この委員会には、当然、町長お入りになっておるといように思うわけでございますが、入っておられなかったら、また、言っていただきたいと思うわけでございます。やはり町長の方針というまちづくりの中で、やはりこういった大きな未整備の地域につきましては、やはり町長のご意向が今後のやはり町の発展、また、町長の方針にも、僕は生かされるのではないかといように思うわけでございまして、できたら、この点につきましても町長の、自分の方針、4月11日が選挙になっておりますので、そういった中で公約として、こんなことで、いわゆる未整備地区はやっていきたいというお考えがあるのであれば教えていただきたいというふうに思います。

それから、プラントの問題につきましては、企業のことですので、秩序ある開発をしていただきたいということをお聞きしておるわけでございますが、先ほども申し上げましたように、もしも、このプラントが撤退ということになった場合は、町は全くかわりがないのかということだけ、もう一度、ご返答をいただきたいというように思います。

それから、下水道につきましては、意外にも意外、結局、平成6年から7年にかけて、この下水道の整備が進んできたわけでございます。最初、この整備をされて、接続された方はもう13年から14年という経過になるわけでございまして、また、未整備の地区、この中にも議員の方、それから職員の方にも、また、管が来ておらないんだと、したいけれども来ておらないんだと。また、府の住宅にお住まいの方は、正直言って委員会で、廣野さん、この問題、何とか府の方へ言うて、うちの便所も改造してないというようなこともお聞きをしております、議員の中にも来て、待っておるが来て、整備が未整備というような方もたくさんあるわけでございます。この今、お聞きしておりますと4名の方が供用開始がされてから、まだ、接続がされておらないということをお聞きをしておるわけでございますが、非常に私としては何遍も、間違いないですね、4名。

いいですね、違っておりましたら教えていただきたい。先ほど4名と聞きましたので、未整備、供用開始ができていない。接続ができていない方が、管が来ているのに接続がされていない方が4名というふうにお聞きしたんですが、間違いないですね。間違いであれば、また、言っていたきたいと思います。私も平成20年、産建の委員長しておったときから、この問題は一生懸命言うてまいりました。本当に、もう待って待っておられる方が、こうしたことがあるということ、もしも聞かれた場合は非常に何だというようなことになろうかというように思うわけでございますが、私は、やはりここに書いてあります遅滞なく、これは町長もご存じなように、便所は3年以内ということがうたわれております。私は、阿蘇海の汚濁の問題、雑排水はできるだけ早期にお願いをしたいというようなことは何遍も申し上げてきたのが、現状でございます。今まで、今回の経済対策で本当にたくさんの方がお世話になりました。今回の200名近い方が、今度の経済対策で便所の改装をされたようにお伺いをしておるわけでございますが、昨年度、21年4月から平成22年3月4日現在で加悦地域において76、それから、野田川地域において115、岩滝地域において42の接続申し込みがあり、完了件数は加悦が76、野田川が106、岩滝が41で、トータルで223、この方が昨年1年間で接続をされております。こうした経済対策で町民の方はされておる。そういった実態を、この議会でも何遍も、恐らく、この改修の問題はされてきたと思います。ご存じだと思います。こういう有利な融資制度があるということもご存じだと思います。そうした中で、議員の中に、こうした方があるということは、非常に、私は残念でたまりません。この点について、町長は、これからをどのように取り組んでいかれるのか、また、ご指導をされるのか、一つよろしくお願いをいたしたいし、今、伊藤議員の方から議長に頼めということでもありますので、議長の方からも議員に対しては、一つよろしく、この点につきまして、お願いをさせていただきたいということをおし上げたいと思います。

2点目の質問とさせていただきます。

議長（森本敏軌） 太田町長。

町長（太田貴美） 廣野議員さんの2回目のご質問にお答えいたします。先ほども申し上げましたよ

うに石田地区につきましては、やはり土地区画整備事業推進委員会と協議を行って、その是非を確認していきたいというふうに思いますし、また、阿蘇シーサイドパークにつきましては、その整備計画設計審査委員会にゆだねたいというふうに思っております。それらの中に町長が入るべきだというお考えかと思えますけれども、やはり町は町としてというか、私自身は、そういう考えがございますけれども、やはり町全体として、あそこをどういうふうなまちづくり中に生かしていったらいいのかということで、せっかくそういう委員さんになっていただいておりますので、やはりその中で十分に練っていただいて、それらに対しまして、町としてどうするかというような判断をさせていただきたいというふうに思っております。いろいろ、今まででもご提案があったりしておりますし、それらも含めて、その審議会の中身につきましても、いろいろと毎回、報告をするような方向の中で、どういう方向に今いっているのか、ある程度のときには、中間時点では、そういう話も聞かせていただくということも必要なというふうには思っております。全くでき上がってしまっただけからの答申ということではなしに、やはり途中でも、別に、キャッチボールをする必要がありますので、そうした点で、かかわりを持たせていただきたいというふうに思っております。

それから、石川のプラントの件は、土地がもし、撤退されましてもプラントと地権者の人との契約になっておりますので、町としては何ら問題はございません。それから、下水道、本当に口角泡を飛ばして熱心に、そういう指導をしていただいているわけでございます。議員の皆さん方を初め職員も、今の廣野議員さんの情熱といいますか、訴えに深く感じ入っておられます。その上、私からというのも非常に厳しいものがあるかと思えますけれども、町としましても、できるだけ皆さんから誤解を受けないように、また、お互いにまちづくりを進めていくパートナーとして何をおいてもさて、それらについてはご協力をいただくようお願いがしたいと思えます。

議 長（森本敏軌） 廣野議員。

4 番（廣野安樹） 町長に対しましては、確かに、この委員会とお互いにキャッチボールをしながら、中でまた、お話をさせていただいてもいいというようなことをお聞きしておりますが、町長の、もう少しリーダーシップを発揮していただいて、もっともっと前向きで、この箇所はこういうふうにやっていくのがいいのだという町長の方向性を、私は、ぜひ発揮していただきたいというふうに思っております。

それから、先ほども下水道の問題で言っておりましたが、阿蘇海の浄化についてはNPO法人である阿蘇海の浄化で取り組んでいただいております「阿蘇の海をきれいにする会」ですか、そういったNPOがあるわけでございますが、昨年の秋にもオータムフェスティバルで実施をされ、その研究結果を町長もご存じだと思います。今、本当に阿蘇海も汚れておった、汚濁のヘドロが、だんだん少なくなってきておるといふ状況でございますので、ぜひ雑排水の接続は、まだまだPRしていただきたいというふうに思っておりますし、それから、空水量が昨年度プラスに転じたということをお聞きしておったわけでございますが、今年度ペイペイだというようなことをお聞きしてきておきます。どうして下水が、だんだん整備されておるのに、こういう状況になっておるのか、この点、ちょっともう少し詳しく状況がわかりませんので、教えていただきたいというふうに思っております。

最後になりましたが、議員の中で多くの方が条例を守られていない方があるということをお聞

きし、本当に残念に思っております。議会は、町の最高審議機関であるということを、私は認識しておりますし、その中で町民の代表として認識が欠如しているのではないかと、我々議員は町民憲章にもうたわれております条例規則を守る、当然のことであると認識をしております。今後の議会議員は、そうした認識を持った方々が議論される場を強く要望しておきたいと思っておりますし、私も20年間議員を、多くの方のご支援をいただき、少しでもこの地域、また、町がよくなるように、微力ではありましたが大過なく過ごすことができ、そうした活動ができましたことを心から感謝いたしております。

町民の皆様にご心から感謝を申し上げますし、今回で最後の一般質問を終わるわけですが、今後は条例や規則を守られた議会議員と委員で活発な議会活動になりますように、お願いを申し上げます、私の一般質問を終わらせていただきます。終わります。ありがとうございました。

議長（森本敏軌） これで廣野安樹議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の一定は全部終了しました。本日は、これにて散会します。

次回は、あす、3月11日、午前9時30分から一般質問を引き続き行いますので、ご参集をお願いします。

大変ご苦労さんでした。お疲れさんでした

（散会 午後3時45分）